

第六編
現代

一 政治

1 議会

一〔三神村会議員名（昭和二年以後）〕

○就任月日 昭和22年4月

1	吉田 秀男	議長昭22	9	蛭田巳之治
2	大木 義雄		10	飯島 藤房
3	内藤 武雄	議長昭24	11	小林 保丸
4	円谷 茂世		12	佐久間俊雄
5	円谷喜源太		13	小針 清吾
6	鈴木 重		14	堀井 清治
7	草野 英雄		15	関根 正吾 副議長
8	坂路 栄		16	諸根 文次
○就任月日 昭和26年4月			5	松谷 寿
1	小針 三男		6	円谷 正義 議長昭26
2	浅川 龍作		7	藤井 隆次
3	太田 義衛		8	蛭田 正次
4	泉川 勝雄			

二〔中畑村会議員名（昭和二年以後）〕

○就任月日 昭和22年4月

9	円谷 浩一	議長	14	内藤 武雄 議長 昭29・4・7
10	諸根 文次	副議長昭26	15	吉田 勇寿
11	鵜飼 一長		16	堀井 清治
12	飯島 藤房			
13	坂路 重成			

○就任月日 昭和26年4月22日

1	関根 由巳		9	井戸沼 勇
2	水野谷岩吉	議長	10	蛭田 平十
3	薄葉 喜与		11	柏村源重郎 副議長
4	鈴木弥伝治		12	水戸 勘衛
5	藤田 忠寿		13	吉田 兼蔵
6	遠藤 文一		14	円谷多市郎
7	大和田重吉		15	佐藤 弥一
8	佐藤 英吉		16	小針 林平
○就任月日 昭和26年4月22日			5	岡崎徳重郎
1	蛭田 平十		6	水戸 勘衛 議長
2	高久 友蔵		7	井戸沼市三
3	高久勇次郎		8	円谷多市郎
4	水野谷富江	副議長		

9 薄葉 喜与
10 佐藤常三郎
11 佐藤吉之助
12 関根 由巳
13 田中 喜造
14 吉田 兼蔵
15 柏村重五郎
16 関根平一郎

三〔矢吹町会議員（昭和二十二年以後）〕

○就任月日 昭和22年4月30日

1 仲西 勝 25・12退職	13 安藤 国吉 副議長昭22
2 近藤 正三 議長24・5	
3 星 清	14 円谷 政治
4 三村勇次郎	15 石井 兵庫
5 宗像 倉松 議長24・4退職	16 栗林 俊雄
6 佐久間俊勝	
7 野崎 丑三	17 野崎 久慶 22・12・6死去
8 星 正一 副議長24・5	18 熊田 末二
9 富永栄太郎	19 佐藤 重治
10 曲山 昇	20 野崎 朝一
11 星直右衛門	21 大木 倉蔵
12 野木 紫郎	22 佐久間 武

○就任月日 昭和26年4月

1 矢部 治平	2 藤田 政雄
---------	---------

3 安藤 国吉 議長28・5 退職	14 熊田 末二 副議長昭26
4 山口 源治	15 近藤 正三
5 酒井 竜次	16 星直右衛門
6 大沼 力雄	17 佐久間俊勝
7 円谷 昌幸	18 石川伝次郎
8 遠藤 勇	19 笹川 正夫
9 星野 義雄	20 石井 兵庫 副議長28・5
10 富永栄太郎	21 佐久間 武 28・3退職
11 佐藤 重治	22 小川 吉重
12 渡辺 正蔵	3 笹川 幸一 28・11就任
13 野崎 朝一	21 安藤 悌蔵 28・11就任

四〔矢吹町会議員（合併時）〕

○就任月日 昭和30年4月

1 矢部 治平	7 水戸 勘衛 副議長
2 円谷 昌幸	8 飯島 藤房
3 水野谷富江	9 佐藤 重治
4 松谷 寿	10 小川 吉重
5 石井 兵庫 議長	11 大沼 力雄
6 藤田 政雄	12 諸根 文次

33 32 31 30 29 28 27 26

○就任月日 昭和31年3月29日

○就任月日 昭和35年3月18日

1	内藤 武雄	議長昭35	17	安藤 悌蔵
2	関根 正吾		18	柏村 加十
3	吉田 義正		19	近藤 正三
4	富永栄太郎			副議長37・10 退職
5	大沼 力雄		20	佐藤 英吉
6	斎藤久次郎		21	星 直喜
7	井戸沼俊顕		22	円谷 昌幸
8	角田 誠		23	遠藤 竜三
9	須藤 卓司	36・9退	24	樫村三次郎37・2退
10	佐久間伊佐三		25	鈴木 駒蔵38・9退
11	猪合 重美	37・3退	26	佐久間俊勝
12	吉田 義雄	副議長37・10・26	9	会田 キン
				37・12・8就任
13	水戸 勘衛		11	渡辺 誠
14	小針 三男	37・3退	14	笹川 正夫
15	小針清左衛門		19	高久寅之助
16	佐藤 重治		24	安田 明男
				〃

○就任月日 昭和39年3月25日

1	富永栄太郎	議長
2	佐久間伊佐三	
3	大沼 力雄	
4	蛭田 周平	

○就任月日 昭和43年3月28日

5	安田 明男	14	鈴木 チヨ
6	吉田 義正	15	会田 キン
7	小椋 吉明	16	藤井 広
8	泉川 正規	17	熊田 主計
9	内藤 武雄	18	須藤 卓司
10	円谷 寛	19	遠藤 竜三
11	小針 征雄	20	木戸安太郎
12	井戸沼俊顕	21	渡辺 誠
13	近藤 毅一	22	安藤 悌蔵
1	内藤 武雄	議長昭43	
2	大沼 力雄	副議長昭43	
3	泉川 正規		
4	藤井 広	副議長47・3・	
5	根本 政治		
6	星 信之助		
7	吉田 義正		
8	遠藤 竜三	副議長44・3・	
9	関根 正吾		
10	近藤 毅一		
11	柏村 保		
12	小針 征雄		
13	安藤 悌蔵		
14	渡辺 正昭		
15	蛭田 政雄		
16	熊田 左近		
17	円谷 正秋		
18	渡辺 誠		
19	高久 満蔵		

政治 1 代 現 編 6 第

20	小 椋 吉明	22	井戸沼俊頼
21	小川 吉重		
○就任月日 昭和47年3月28日			
1	安藤 悌蔵 議長昭47	12	渡辺 正昭
2	渡辺 誠 副議長昭47	13	円谷 徳重
	議長50・3・10	14	近藤 毅一
3	関根 正吾	15	熊田 左近
4	泉川 光	16	鈴木 智
5	根本 政治	17	内藤 重治
6	星 信之助	18	小泉 喜兵
7	水戸 十一	19	井戸沼俊頼 議長49・6・22 50・3退職
8	小河喜督美		
9	大和田重吉	20	菅野 昌和
10	須藤 貞司 副議長49・6・22	21	円谷 正秋
		22	鈴木 勝男
11	高久 満蔵	10	遠藤 守 50・4・27就任
○就任月日 昭和51年3月25日			
1	水戸 十一	5	円谷 徳重
2	三村 忠蔵	6	根本 孝雄
3	泉川 光	7	塩田市十郎 50・11・22死去
4	水戸 政治	8	吉田 憲五

9	小泉 重一	16	鈴木 智
10	遠藤 守	17	内藤 重治
11	円谷 正秋	18	小泉 喜兵
12	星 信之助	19	安藤 悌蔵
13	渡辺 正昭	20	菅野 昌和
14	根本 政治	21	近藤 毅一 副議長昭51
15	吉田 義正 副議長53・3・20	22	関根 正吾 議長昭51

六〔昭和二十年矢吹町会会議規則〕

矢吹町会会議規則

第一章 町会の成立及び開会

第一 議員は招集の告示に指定された期日において会議室に集合しなければならない

第二 町会が成立したときは議長が開会を宣告するものとす

第二章 会期及びその延長

第三 定例会の会期は五日以内とし議長がこれを定める

但し二月の定例会についてはこれを二十日以内とする
開会の際議員に会期を告知しなければならない

第四 臨時会の会期は議長がこれを定め開会の際議員に告

知しなければならない

- 第五 会期内に議案の審議を終了することができないとき又は臨時急施を要する事件があるとき その他特別の必要があるときは議長は会期を延長することができる

前項の場合においては議長は直ちにこれを議員に告知しなければならない

- 第六 第三条乃至第四条の規定により会期を定めたとき又は第五条の規定に依り会期を延長したときは議長は直にこれを町長に通知しなければならない

第三章 閉 会

- 第七 町会閉会の場合において議案又は建議で議決に至らないものは後会に継続しない

- 第八 閉会は議長がこれを宣告する

町会定例会

矢吹町会の定例会は毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月にこれを開く

〔町有 昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

第一章 総 則

- 第一条 議員の議席は総選挙後始めて招集した時抽籤で之を定める

議席には各番号を附する

補欠選挙で当選した議員は前任者の議席に依る

但し二名以上同時に選挙されたときは抽籤で之を定める

- 第二条 議員は議会招集の告示に指定した期日に会議室に集合しなければならない

- 第三条 町会が成立したときは議長が開会を宣告するものとする

- 第四条 議員病氣其の他の事故によって出席できないときは会議時刻前に其の旨を議長に届出でなければならない

- 第五条 議員会議に遅参し着席するとき又は会議中退場するときは議長にその旨を届出でなければならない

- 第六条 会議中は議員の氏名に代へ席次番号を称へるものとする

- 第七条 議長は会議中議事に関係ない発言については注意を与へ若くは之を停止することができる

- 第八条 議員は会議中私語喫煙其の他議事の進行を妨げる行為を避けなければならない 議会参与員も同様である

七 〔昭和二年矢吹町会会議規則〕

矢吹町会会議規則

第九 条 法令又は会議規則にして疑義に亘るもの又は会議規則に規定しない事項については議会で之を定める

第十 条 閉会は議長が之を宣告する

第二章 会 議

第一節 開議休議散会及延会

第十一 条 定例会及臨時会の会期は議회가之を定める

第十二 条 会議は午前十時に始まり午後四時に終る

但し議会の決議により之を伸縮することが出来る

第十三 条 会議の終始は振鈴をもって報じる

第十四 条 議事の開始は議長の其の席に着き之を宣告する 休

議散会及延会の時も同様とする

第十五 条 会期内に議案の審議を終了出来ないとき又は臨時急

施を要する事件あるとき其の他特別の必要あるときは

議会の決議をもって会期を延長することができる

第十六 条 第九条及第十三条の規定により会期を延長するとき

は議長は直ちに之を町長に通告するものとする

第十七 条 議長會議を宣告しない前及休議散会又は延会を宣告

した後は議事について発言することはできない

第十八 条 議長は秘密会を開くときは傍聴者並に會議に關係な

い者を退去せしめなければならない

第二節 報告及議題

第十九 条 議長は會議の始めに於て出席欠席の議員数其の他の

報告を為さなければならない

第二十 条 議事に附すべき議題の順序は議長が定める

但し議員より動議を提出したときは之を會議に諮り変

更することができる

第三節 発案建議及動議

第二十一 条 地方自治法第百十条による提案文書は予め議長に提

出しなければならない

第二十二 条 議員に於て建議しようとするときは其の案を具へ理

由を附し二名以上の賛成者と共に連署して之を議長に

提出しなければならない

但し急を要する場合は議長の許可を得て口頭で之を

することができる

第二十三 条 議長は前二条の提案又は建議を受けたときは其の会

期中會議に附さなければならない

但し議長は提出者の承諾を得て之を延期することが

できる

第二十四 条 動議は二名以上の賛成を待^(待)つて議題とする

第二十五 条 撤回又は否決された案件はその会期中再び提出する

ことができない

第四節 読 会

第二十六条 会議は第一第二第三の読会に分ける

第一 読会は議案の質疑及其の採決を決する

第二 読会は議案の逐条につき其の可否を決する

第三 読会は第二読会に於て可決した議案全体につき可否を決する

但し議長又は議会の意見により此の順序を省略することができ

第二十七条 議案は書記をして朗読せしめ発案者之を説明しな

ければならない

但し議長は議会の意見により之を省略することができ

第二十八条 第三読会に於ては議案の趣旨を変更しない範囲内で

字句を更正するの外修正の動議を為すことができない
但し議案中法令其の他に抵触する事項あることを発見したときはこの限りでない

第二十九条 議案は各読会中動議により其の審査を委員に附託することができる

第五節 発言

第三十条 議員発言しようとするときは起立して議長を呼び自己の席次番号を告げて其の許可を受けなければならない

参与員発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない

第三十一条 二名以上同時に発言を求めたときは議長は先起立者と認める者をして発言せしめる

第三十二条 発言の許可を得た者は自席に於て起立して発言しなければならない

第六節 採決

第三十三条 議長採決しようとするときは其の議題を宣告しな

ければならない

前項の宣告があつたときは其の議題につき発言することはできない

第三十四条 質問又は討論が尽きたと認めたときは議長は採決の宣告を為すことができる

第三十五条 議員は質問又は討論終結の動議を提出することができる

第三十六条 採決の順序は原案に遠いものから先にする 但し採決の順序につき異議あるときは議長はその賛成者のあるのを待つて討論を須ひないてそれを決する

第三十七条 採決は起立又は投票をもつてする 投票は記名又は無記名とし議長又は議会の意見により決する

第三十八条 採決の際議場に在る議員は表決に加わらなければならない

らない又表決の更正を求めることができない

第三十九条 議案又は建議案にして議決に至らなかったものは後
会に継続しない

第三章 委 員

第四十条 議會は議案の審査及修正又は文案の起草其の他必要
の場合に委員を設けることができる

第四十一条 前条の委員は投票により選舉する

但し議會の決議により議長に於て指名することがで
きる

第四十二条 委員は委員長を互選する 委員長は委員會を招集し
委員會の議長となる、委員長故障あるときは仮委員長
を互選しなければならない

第四十三条 委員會は委員過半数出席しなければ會議を開くこと
ができない

第四十四条 委員會の意見は出席議員の過半数でこれを決し可否
同数のときは委員長の決するところによる

前項の場合に於ては委員長は議決に加はることができ
ない

第四十五条 町長、助役、収入役及吏員は委員會に出席し説明若
くは意見を述べることができる

第四十六条 修正の動議又は提案若くは建議をなした者は委員會

に列して其の趣旨を説明することができる

第四十七条 委員會の會議は傍聴を許さない

但し議員に限って之を許すことができる

第四十八条 委員長は委員會の経過及結果を議會に報告しなけれ
ばならない

第四章 會議錄

第四十九条 會議錄署名員は二名とし會議の始めにこれを選挙す
るものとする

但し議會の同意を得て議長に於て指名することが出
来る

第五十条 會議錄に記載すべき事項を左の通りとする

一 開會、散會及閉會の年月日時

二 議長及参与員の職、氏名

三 出席、欠席、又は遅参早退議員の席次番号氏名

四 議長及委員長報告の要旨

五 會議に附した議案の題目並に説明質疑応答及討論
の概要

六 議題になった提案動議又は建議の要旨及提案者席
次番号氏名

七 決議事件及其の要旨

八 諸報告事項及其の要旨

九 選挙に関する顚末

十 議長又は議会に於て必要と認めた事項

第五章 罰 則

第五十一条 議員に対する徴罰は地方自治法第三百三十四条乃至百

三十七条によるの外左記によるものとする

第五十二条 議員中左の行為があつたときは議決により懲罰を科

することができる

一 議員としての品位を汚した者

二 会議中無礼の語を用い又は他人の身上に涉り言論

し議長の注意を受けても尚悛めない者

三 議場の秩序を紊し其の情重い者

四 正当の事由なくして委員又は委員長職を辞し若

くは其の職を尽さない者

前各号の事実調査は之を委員に附託することができる

第六章 附 則

第五十三条 此の規則は出席議員三分の二以上の同意を得なければ

変更することができない

此の規則は公布の日から施行する

明治四十二年十二月十一日議決及昭和二十一年十一月三十

日設定の矢吹町会會議規則は之を廃止する

〔町有 昭22「矢吹町會議録」抜粋〕

八〔昭和二十六年矢吹町會議員に対する感謝状〕

議案第三十八号

感謝状贈呈の件

矢吹町議會議員満期退職するので本日最終町議會定例会に当り

在職中の功勞に対し感謝状と記念品を贈呈するものとする

昭和二十六年四月十八日提出

矢吹町長 仲西正次

(註)

一、昭和二十二年四月三十日 就任

二、同 二十六年四月三十日 満期退職

三、議員の氏名 ◎印は各部常任委員長

議長 安藤国吉 副議長 熊田末二

議員(以下議席順)

◎近藤 正三 星 清 三村 勇次郎

宗像 倉松 佐久間 俊勝 野崎 丑三

星 正一 富永 栄太郎 曲山 昇

星 直右衛門 野木 紫郎 ◎円谷 政治

◎石井 兵庫 佐藤 重治 野崎 朝一

◎大木 倉藏 佐久間 武

備考(死亡退職者)

十六番 野崎 久慶 昭和二三、一二、六死亡

十七番 栗 林 俊 雄 昭和二四、四、二八退職

一番 仲 西 勝 昭和二五、一二、一八退職

四、感謝状別紙の通り

五、記念品 金三、二〇〇円以内

昭和二十五年年度町議会費から支弁

感 謝 状

議 長 安 藤 国 吉殿

(副議長議員全員)

昭和二十二年四月新憲法施行初めて行われた町議会議員に選ばれ
その在職中に於て

一 町立中学校独立校舎二棟及附属建物五九五坪新築

一 同校敷地 二一、三五九坪払下

一 元陸軍飛行機格納庫及元兵舎延三五一坪払下

一 町有林野八十四町六反七畝十五歩の適正なる配分

一 田の沢林道の開通

一 警察法改正に伴ふ矢吹町警察署の設置

一 町政施行小学校建設五十周年記念式典

一 矢吹原国営開墾事業起工十周年記念式典

一 参議院議員定例選挙全国第一位表彰記念式

一 街路照明灯九十三基新設

一 日本専売公社矢吹煙草収納所誘置新設

一 県立白河農業高等学校矢吹分校誘致及校舎建築

一 元中島航空機株式会社矢吹授産場建物払下町立保育所建設及

同敷地の買収

一 消防自動車ポンプ購入と車庫及町立公民館の建設

一 町立小学校敷地の買収拡張と校長住宅の建設

一 海外引揚住宅^(考)の四戸新築

一 矢吹馬市場の増築

一 県食糧検査所矢吹支所の新築

一 法務局矢吹出張所の修築

一 大池、柳池、雷神橋、万歳堰の災害復旧工事及町道西裏線の

新設

一 矢吹原国営開墾事業の促進

一 県林産物検査所矢吹出張所新築

一 三神村との町村境界変更成立

一 大池周辺公園化計画に伴ふ保安林^(保安林)設定

等の重要事業の遂行せられたことは議会政治の運営上議会人と
してその使命達成のため^(衷)和衷協力克く町当局を鞭撻尽砕なされ
た賜物であります。茲に最終町議会に当り議会の議決を経て記
念品を贈り感謝します

昭和二十六年四月十八日

矢吹町長 仲 西 正 次

この条例は昭和37年1月1日から施行する

九〔昭和三六年矢吹町議会議事務局設置条例〕

矢吹町議会議事務局設置条例の制定について

上記条例を別紙のとおり制定するものとする

昭和36年10月9日 提出

提出者 矢吹町議会議員

近 藤 正 三

賛成者 内 藤 武 雄 安 藤 悌 蔵

井戸沼 俊 穎 吉 田 義 正

提案理由

町村自治の新段階に処して地方自治の本旨と議会の使命の重要性にかんがみ町議会の活動を能率化しその機能を遺憾なく發揮するためには事務処理体制を整備することが最も重要な事項といわなければならない

昭和33年地方自治法の改正においても市町村議会の事務局設置を明文化されておりますので趣旨に沿って可及的速かに事務局が設置できるよう法の精神に則り提案した

矢吹町議会議事務局設置条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基き本町議会議事に事務局をおく

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

一〇〔昭和三八年 議員定数減少の条例〕

矢吹町議会の議員の定数を減少する条例制定について

矢吹町議会議員の定数条例を別紙のように定める

昭和三八年一月二〇日提出（可決）

提出者 矢吹町議会議員 安 藤 悌 蔵

賛成者 “ 関 根 正 吾

“ 富 永 栄 太 郎

“ 内 藤 武 雄

“ 渡 辺 誠

矢吹町議会の議員の定数を減少する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第九一条第二項の規定に基き矢吹町議会議員の定数をを減少して二二人とする

附 則

この条例は次の一般選挙から施行する

〔町有 昭38「矢吹町会議録」抜粋〕

一一「昭和五二年」議會広報「創刊」

議會広報発刊にあたって

住民と議會とのパイプ役として

矢吹町議會

議長 関根正吾

新緑の候、いよいよ繁忙を極める季節となつて参りました。

町民の皆様には、日頃町政伸展のため、御協力を賜りました感謝に勘えません。議會を代表し謹んで厚く御礼を申し上げます。

わが議會もお陰様で、使命に向つて邁進し、益々その品位を高めることが出来ますことは御同慶のいたりであります。

今更申し上げるまでもなく地方自治の振興も、町勢の発展も、執行と議決の機関が、車の両輪の如くと云われて居ることは、御承知の通りであります。幸いわが町は、「広報やぶき」「ミニ広報」と、執行町部局より配布されて居りましたが、議會については、會議公開の原則を知りながらも、その使命を果たすことが出来なかつたのであります。ここに全議員の理解と絶大なる協力になり、「議會広報」の発刊を見ることは、この上もない喜びであります。

町民皆様の期待する事の両輪が、円滑に目的に向つて進むことが出来るものと確信するものであります。

私達議會も、益々運営と活動に意を注ぎ、町勢の伸展と住民福

祉の向上のため、一層の努力をする覚悟をあらたにする次第であります。

編集に努力された泉川委員長の労に敬意を表し、委員各位の協力に深謝し、町民皆様の今後一層の御鞭撻と御協力を切にお願い申し上げます、各位の御建勝を心からお祈り申し上げます、御挨拶いたします。

〔昭52・6・1「矢吹町議會広報」抜粋〕

一二「昭和五二年矢吹町參議院議員選挙投票率日本一」

選挙表彰〔六月二十九日〕

昭和二十五年六月四日 參議院通常選挙

1 全国選管委及毎日新聞社 於首相官邸

記念賞牌、表彰状 全国一位 野木委員長・渡部書記出席

2 県知事同日県庁賞賜金五千元

総合県下一位 女投票率一位 表彰二種 仲西町長 手島

収入役出席

(八月十四日)

1 表彰県下一 郡選管委 賞賜金五、〇〇〇円、表彰状

2 感謝状 品川地方事務所長より

3 表彰伝達 都道府県選管委連合会長より表彰牌とテーブル

掛 県選管委員長より野木委員長へ賞賜金一、〇〇〇円

表 彰

第一位 福島県矢吹町

昭和二十五年六月四日施行参議院議員通常選挙において貴町は投票率九九・八七四%の優秀な成績を挙げられました。

ここに記念品を贈り表彰します

昭和二十五年六月

全国選挙管理委員会
毎日新聞社

矢吹町面積一、二九五ヘクタール 戸数一、四六二 人口七、

二六一

有権者 男 一、五一九 女 一、六六五 計 三、一八四

投票人数 男 一、五一七 女 一、六六三 計 三、一八〇

(内盲人二人、不在投票一号一六、二号一五、三号一四〇)

郡内六、郡外九、他府県一、代理投票一六

投票所五ヶ所 一、三、五区一〇〇% 二区棄権男二女一

四区女一

投票率 九九・八八%

地方区有効 二、九七〇 無効二二〇

全国区有効 二、九五四 無効二二六

当選地方区二名(立候補五名)

全国区七六名(立候補三二一名)

県下投票率 第一位 全国第一位(第三種 人口五、〇〇〇以

上)

選挙費 四四、九九二円八十銭交付見込

〔町有 昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

2 行 政

(1) 行政一般

一三〔昭和二十二年矢吹町事務報告〕

茲に昭和二十二年歳入歳出予算を附議するに当り昭和二十一年中に於ける事務の概要と所感の一端を報告し以て参考に供せんとす。終戦二年目たる二十一年の経済国力は多年に亘る戦争と敗戦に因り更に深刻なる打撃を受け著しい低下を来し、これがひいては個人生活の安定を脅かし国民道義の頹廃を招来せんとして居った。而して国民の今日最大の急務は民主化せられた体制下に、この経済を建直し以て健全な勤労を基調とする国民生活の安定を図り道義昂揚を期することにあらねばならぬ。しかし乍ら疲弊困憊せる国力を以て自力更生的に、わが経済の再建を図るがためには容易ならざる覚悟と努力下に於てもなお多年を要するもの

であるに鑑みて、常に町政の運営に当っては町の実相を直視して従来の行きがかりを一擲し全く新たな観点に立つて進むことが望ましく庁員を相率いて之に従事した。

ボツダム宣言の受諾はまことに画期的な変革をそれ自身の中に包蔵して居た。公務従事に適しない者の公職からの除名が一月四日附連合国軍最高司令官覚書に依り発せられしを初め各般の法律制度が全く百八十度の転回を必要とするに至った。新憲法草案の発表によってその転回の機軸が概ね明瞭になった。その転回の始動を起した第一が地方制度の改正であつて遂に十月公布の運びとなった。この改正は明治二十一年の市町村制の創定にも比すべき我が国自治制度史上における一大変革で改正四十項目に及びこの改正の根本精神が一般によく理解諒得せられ所謂所期の成果を取る事が出来るか否かは即ち新憲法が十一月公布之に基く再建日本 の国政町政運営の成否を決する鍵であるといふも敢て過言ではあるまいと思う。

又町民に新に關係の深かつた九月民生安定のため生活保護法、十月農地の改革を目指して農地調整法公布に伴つて夫々適切な措置を講じ財政建直しのため税制も国税を始め県税に於ては新に県民税、電話加入権、木材取引、牛馬、入湯税制定せられ町税亦之に附加し更に町民税の六円が一戸四十円平均となり各種使用料手数料も増額し国県町税は別表の如く五十六万余円の未だ無い調定

するも実に止むを得なかつたが納税義務者は納税觀念厚く完納の美風を続け来り感謝する。

インフレの進行と食糧の不足に悩み多い年を送つた国民生活にこの一年はと省みれば、自由貯金の宣伝も効果少なく日銀勘定は日を追ふて増加し、歳末には九百四十億を突破し、労働諸物価等も高価の一途を辿り早くも伝へられる経済上の赤信号は三、四月危機なる言葉になつて不安な予感を与えつつあり、更に食糧に就ては連合軍の好意に依り主食等の放出物資あり、町の農民も亦絶大なる努力に依り七月の食糧危機も見事に突破し二十一年産米穀を始め農作物の供出も十二月二十三日を期し、郡下第六位、百十八%を完遂したるは農業会当局を始め、関係各位農民諸君の赤誠に深甚なる謝意を表する

ここに再び一年を終り新しい複雑な年を迎えるにあたって、われわれは冷静に注意深く過去を分析し、一層現実的に将来の計画を立て町再建の目的に向つて邁進したい。幸い町会議員各位は常に当局に対し己れを空し積極的な御協力を煩し居つた。

今后とも町政発展に町民の福祉と幸福とをたかめるに変わらざる御援助を懇望する次第である。茲に全庁員と共に誓を新にし併せて以下項を分ち、一般事務の概要を摘記するものなり。右町村制第百十三条第三項に依り報告いたします。

昭和二十二年二月二十八日 報告

一四〔昭和二年中畑村初村会における村長挨拶〕

本日茲に改選の初村会を開会するに当り、一言御挨拶を申し上げます。

民主的平和文化国家再建の基盤をなすところの地方自治制度の改正に伴ひまして、村政上特筆すべき村會議員に選挙に当り、各位は村民の与望を荷ふて其の最初の村會議員に御当選に相成りましたことは、誠に御喜びに勘えない次第でありまして、茲に謹で慶祝の意を表する次第であります。

私は裏に公選によるところの初代の村長に当選就任致しまして誠に光榮に存すると同時に、其の責任の重且つ大なることを痛感する次第であります。

就きましては、今後円満闊達なる村政の運営を期すると同時によく与論をきいて二千村民の福祉のため、明朗にして楽しい中畑村建設に全力を傾倒する覚悟であります。今後実施すべき幾多の問題につきましては村財政と睨み合せ各位の協賛を得て積極的に実行に移したいと考えております。

何卒絶大なる御協力を賜わらんことを希ふ次第であります。

本日提出致しました議案につきまして何卒慎重審議の上議決せ

一五〔昭和二年中畑村政基本綱領〕

婦人、青年の從属的地位の開放

中畑村政の基本綱領を發表

西白河郡中畑村では同村政基本綱領を立案、村報「なかはた」に今度發表するが同綱領の主旨は村民は一人残らず政治に参加し、村民の声を取り上げ、村の政治は村長、村議が行うものでなく村民が進んで参与するとあり、それが実践プランとして先ず村財政を豊にするため

一、冠婚葬祭の祭時の支出の節約化

二、各種の經濟的負担を貧富の差に応じて課税の均等化、供出の適正化、厚生事業の拡充、民生委員の活動、生活保護者、引揚者、戦災者の救済

三、農地改革の徹底化、座談会、協議会の開催

四、民主村政の確立、傍聴の励行、村民大会、村内民主戦線の統一強化

五、新教育の振興、PTAの活動、村内教員の待遇の改善、援助

六、農業協同組合の認識、土地管理委員會の設立

七、青年、婦人を隷属的地位の完全開放、家族平等主義をモット

一として家庭の民主化を図り、青年や婦人を今までの如く命令的服従的より一転、納得の行く方法を行う

八、約束時間の厳守、農村での時間の不徹底不認識を改め、時間（定められた時刻）は必ず守ること等である。

〔昭23・7・4「やぶきタイムス」抜粋〕

一六〔昭和二十二年新憲法発布記念造林〕

議案第三七号

新憲法発布記念造林施行の件

本年十一月三日新憲法発布記念として町有林伐採跡地大字大和久字臼田山地内五反歩に杉五千本を昭和二十二年春季に於て造林をする

昭和二十一年十一月三十日 提出

矢吹町長 大 木 代 吉

〔町有 昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

一七〔昭和二十二年天皇御巡幸奉迎準備〕

御巡幸御奉迎準備計画案

一 官公庁奉迎委員会

1 構成 地方事務所長 警察署長 土木監督所長 保健所長
町村長 駅長

2 職務の概要

イ 警察署長は御警衛関係 土木監督所長は工作関係 保健

所長は衛生関係 地方事務所長は前記以外の一切の事件

ロ 堵列奉迎者の秩序維持は特に御巡幸の時間の遅延に関係ある重要な問題であるが奉拝はすべて各人の自由意志による点を考慮し後述の如き「矢吹町奉迎委員会」を自主的に結成せしめてその活動によりこれを行ふようにすること、但し本件は特に御警衛に重大な影響のあること故沿道の堵列位置形態等については関係警察署長の意見を基にしてその実現に委員会を協力せしめること

ハ 出先運輸当局者とは（委員会の活用により）駅構内における奉拝方法位置人員等の連絡自動車園簿の踏切通過沿道奉拝の方法園簿の官廷列車乗換駅への到着遅延又は時間変更等連絡打合せを密にすること

二 市町村奉迎委員会

イ 行幸先市町村は勿論御通過各市町村において自主的に奉迎委員会を設けさせ（強制に亘らざる程度）主として市町村民の歓迎方法堵列奉拝並にその秩序維持 街路下水等の清掃撤水（要すれば）天覧品の陳列（下検分の際行幸主務官より認められたる箇所）御野立所における市町村民の集合方法等を考案させること

口 構成員

町長 町会議長 学校長 警部補派出所長 青年会長

婦人会長 農業会長 農民組合長 消防団長 工場事業場

長 労働組合長

三 行幸先主務官はすべて県当局者と連絡をとることになっている故各地区の希望や意見等は県庁各部係に緊密に連絡をとることに

東北地方御巡幸御日程(案)

第一日 午前十一時四十分湯本駅御着―常盤炭鉱湯本坑―平市

戦災箇所御視察 午後一時三十七分平駅発御―仙台へ

第二日 ―第十二日迄 宮城、岩手、青森、秋田、山形の各県へ

第十三日 午前九時米沢駅発御―午前十一時二十分福島駅着御―

県庁(御昼食)―県営集団住宅 御通過途中 保原町緬

羊市場―伏黒村(農村状況)―桑折町郡是製糸工場(湯

野村東亜営養食化学工場)―飯坂町国立病院―花水館

(行在所)

第十四日 午前八時福島駅発御―午前十時三十分若松駅着御―マ

ルニ製作所―城跡(会津平野御展望) 農村状況 若松市

役所(御昼食 漆器蒔絵作業天覧)―猪苗代湖十六橋水

(備考)

門―日発発電所―秋元発電所―翁島開墾―四時頃高松宮

御用邸(行在所)

第十五日 午前八時翁島駅発御(自動車)途中 安積平野御展望

―郡山駅着御―安積疎水工事現場―保土ヶ谷化学郡山工

場―日東紡郡山第二工場―郡山市役所(御昼食)―矢吹

修練農場―矢吹駅発御―黒磯駅着御―那須御用邸へ

御奉迎準備作業実施案

一 道路の補修に就て 土木監督所矢吹出張所長と連絡御通過

路の補修清掃

青年会員の奉仕

一 警衛に就て 柏木警部補と連絡し御通過路の警衛秩序の維

持御野立所附近の秩序及警衛

消防団員の奉仕

一 町内及御通過路の美化清掃に就て 保健所矢吹駐在員と連

絡し町内及通過路附近の美化清掃

婦人会員の奉仕

矢吹町奉迎委員会 案

第一 条 本町に奉迎委員会を設け事務所を役場内に置く

第二 条 奉迎委員会は左の者を以て組織する

矢吹町長 矢吹町会議員 消防団長 農業会長 中学

校長 小学校長 農民組合長 青年会長 婦人会長

工場事業場長

第三 条 本会に左の役員を置く

委員長一名 副委員長二名 書記若干名

委員長は委員の互選による

副委員長は委員長 委員に諮り委嘱する

書記は委員長任命する

第四 条 委員長は支障なく奉迎申上る為主務官庁並に各関係

方面と密接なる連繫するものとする

副委員長は委員長を補佐し委員長故障あるときは代理する

委員は委員長の諮問に応じ又は意見を開陳する

書記は委員長の命を受け実務に従事する

第五 条 本会に左の係を置き事務を分掌する

一 庶務係 一 工作係 一 整備係 一 衛生係 一 世話係

第六 条 各係に係長並に係を置く 各係長は委員長の命を承

けて係を指導して其の分担事件を処理する

係は長の命を承けて担任事務を処理する

庶 務 係

一 行幸主務官庁との連絡をすること

一 県当局並に各部係と連絡すること

一 其の他行幸に関する事務一切を処理すること

一 天覧品に関すること

工 作 係

一 道路の補修清掃

整備 係

一 奉拝者の秩序維持

一 順路の整備

一 御野立所附近の整備

衛 生 係

一 町内及道路の

世 話 係

一 高令者の世話その他

(以下 損失)

〔町有 昭22「矢吹町議会協議会録」抜粋〕

一八〔昭和二五年矢吹町制五〇周年記念行事〕

議案第三十四号

矢吹町制施行五十周年記念行事執行の件

矢吹町制施行五十周年記念として左記行事を予算内に於て合同執

行するものとする

昭和二十五年九月十四日 提出

矢吹町長 仲 西 正 次

記

一 行事の種類

1 矢吹町制施行五十周年記念

2 矢吹町選挙投票成績全国第一位表彰記念

3 矢吹町消防団ポンプ置場夜警員詰所及公民館建物新築落成記念

4 矢吹原国営開墾工事業起工十周年記念

5 矢吹町立矢吹小学校建設五十周年記念

二 行事執行の時

矢吹町各神社合同秋季祭典 昭和二十五年十月八・九・十日

前第一項 1・2・3・5の行事は十月八日

前同項 4の行事は十月十日

三 支出予算

金四十五万円以内

但しこの予算額は税制改正によって財源確実になつて居ないので歳入財源が確定してから一般予算に計上する

(昭和二十五年十月定例町議会提案の予定)

〔町有 昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

一九〔昭和二十五年町制五〇周年を迎えて〕

町制五十周年を迎えて

矢吹町長 仲 西 正 次

矢吹町民あげて町政に協力し、産業の開発、教育の振興と町の発展に努力せられつつあることを心から感謝致して居ります、御蔭様で矢吹ヶ原開墾工事も促進し、中学校の建設は他町村に先ん

じて完成、教育の充実は他の模範となり、町民の一致協力は過ぐる選挙において全国第一位の名譽を得矢吹町の前途は益々期待せられつつあります、この秋町政を省みれば町制五十周年、小学校建築五十周年を迎え、更には町民熱望の矢吹原開墾も起工十周年を迎えたのであります、この有意義なる記念日を迎えてけふより三日間全町あげて記念祝賀式を挙行、一段と町の前途を祝福し得ますことは私のこの上もない喜びであります、明治三十五年始めて町となり、戸数三五三戸、人口一、三〇〇人、大谷知房町長を中心として平和な町制が施行されて以来武藤一策町長、丸野実行町長、仲西三良町長、大木代吉町長を経て茲に五十周年と相成つたのであります。現在の町勢は戸数一、四六八、人口七、三五六人であり、当時より四倍の躍進を見ております、この間町発展のために努力された先輩諸氏に対し深い感謝を捧げ、併せて今後矢吹町に対し我々は強い決意を持って対処して行かねばならぬと考えるのであります、矢吹原開墾事業の完成は五万石の生産が確約されており、近接町村と共に農産加工、酪農製品等の生産地と致してゆきたいと思つて居ります、又当町の竹製品は最近白河、郡山、福島等の各方面より好評を博しており、竹細工授産場の設置とともに一段と改良指導して町の名産と致したいと考えております。今回町民の協力により立派な公民館も出来、着々その実をあげつつあり、公民館主催の生産者と消費者を結ぶ自由市場の開設

並に優良商店の選定など大好評であります、これが動機となって町を明るくする街灯の建設も全町に亘って建立中であり、町内経済界中活況は一段と加はるものと思ひます、何んと云つても我が町の誇りは町民挙げて町政に協力してくれることです、産業の振興も教育の充実もすべては町民の和合からと私は考へて居ります、今回町制五十周年を記念して全町納税組合の結成を見つゝあります、選挙の町は納税の町ともなることでありましよう、五十年の古い歴史を持つ矢吹町は新しい文化をとり入れ文化の町、選挙の町、産業の町、納税の町となることを信じて疑いません。

〔昭25・10・8「矢吹タイムス」抜粋〕

二〇〔昭和二十五年町制五〇周年祝賀行事〕

多彩な催し祝賀行事数々

▼祝賀展覧会 一、矢吹町公民館新築落成記念展示会 二、西白河、岩瀬両郡下小中学校習字、図画大展覧会 三、矢吹原開墾起工十周年記念写真展、映画会（羽島ダム現場ロケ）

▼町制五十周年祝賀NHK素人のど自慢コンクール（実況放送）
八日十一時矢小講堂

▼矢吹ヶ原開墾起工十周年記念懸賞仮装行列十日午前十二時三柏工業会社広場前集合、矢吹小学校に至る

▼矢吹小学校五十周年記念小中学校大運動会十日午前八時より

▼羽島ダム工事現場視察及び慰問十一日関係者及び町村民
▼矢吹町秋季臨時大祭九日

〔昭25・10・8「矢吹タイムス」抜粋〕

二一〔昭和二十二年合併までの歴代町村長〕

昭和二十二年以後合併までの歴代町村長

中畑村

氏 名 任 期

一 後 藤 胖 昭二二・四〇昭三〇・三

三神村

一 浅 川 和 茂 昭二二・四〇昭二六・三

二 渡 辺 欣 吾 昭二六・四〇昭三〇・三

矢吹町

一 大 木 代 吉 昭二二・四〇昭二二・七

二 仲 西 正 次 昭二二・七〇昭二六・七

三 大 木 代 吉 昭二六・七〇昭二八・一〇

四 野 木 忠 房 昭二八・一一〇昭三〇・三

二二〔昭和三〇年合併後の歴代町長〕

昭和三〇年合併以後歴代町長

一 野 木 忠 房 昭三〇・四〇昭三八・三

二 大 木 代 吉 昭三八・四、昭四六・四
三 仲 西 藤 次 昭四六・四

二三〔昭和三〇年町長就任挨拶〕

先般の選挙により町民各位の絶大なる御支援により町村合併後初めての町長に就任致しともとと浅学非才この重任に耐えるか大いに懸念しますが、自分の全精力を注入して大矢吹町発展のために尽力致す覚悟で御座います。何卒各位の御指導御鞭撻をお願い致します。町村合併後に於ける通例として、全国的に従来よりの難関と地方自治の重大危機に直面している事は周知の事実であります。当町も御多聞に洩れずかかる状況にありますとき、執行者と議会の円満が大切であり厳正公正に執行する事こそ第一の根幹と申します。私としてはまず第一に役場内の綱紀肅正を行い、明るい町政の確立を期したい本町行政について、その概要を申述べたいと存じます。本町は、従来社会福祉統計等優秀なる成績を収めて参りましたが、今後共美風を大いに生かし努力いたす考へで御座います。又人員の整理配置替も日を追って改善いたす考へであります。土木行政の面については何んと申しましても地方自治体の発展に道路の整備拡張があります。尚国道四号線の整備にについても運搬同盟会を結成いたしました。

道路については政府自体に於ても相当関心をもっております。

又町道整備も緊急に実施する考へであります。都市計画事業も実施の段階に至りませんが、これが準備は着々と実施にうつられる様努力します。今後優秀なる土木技師を採用して土地改良事業と並行させて実行の軌道に乗せたい。教育行政については、各小中学校の増改築事業が焦眉の急務なので補助、起債の獲得に万全を期したい。又一般社会教育に於ては、公民館を中心として婦人会、青年会と手を握り合つて社会の情操教育に努力します。その他PTA会とも密接なる関連を以ておしすすめて行きたいと思ひます。社会労働問題については本町は社会福祉の町として全国より表彰を受けており、これが確立と将来共町民に幸福をもたらす様努力します。母子寮、保育所授産所何れも現在はその成績優秀であり、特に授産事業は働く婦女子のために拡張を余儀なくされ、近い内に拡張工事を致し、財源の見通しにより百万円から金百五十万円に新しく完了し社会事業に致したいと思ひます。これが財源については、県共同募金より一部の補助を運営いたしますが、幸ひ私が募金委員でありますので非常に円満に行くものと思ひます。保健行政については、国保の再会により町民の病魔より撲滅いたし物心両面より特段の努力します。特に私は専門の關係上予防医学上より、これが充実を図り積極的に予防衛生に努力致します。火葬場の改善に於ても、又塵埃処理所の改善も必要と思ひます。産業経済に於ても、本町は農業を根幹とした産業振興策をと

るのが望ましいと考へるのです。又農協及び農業団体の育成に、又地方農業の発展には有^(書)蓄農業方策を奨励して矢吹方部の営農者を逐次デンマーク化してゆきたい有^(書)蓄農業により土地改良及び肥料と相まって食生活の改善に努力したいと思ひます。商工業の発展も農業より発し、経済振興会並に木曜会などの意見を町政に反映させ農業政策と共にこれの発展策も講じたいと思う。

矢吹原土地改良も予算の獲得に全力を上げ本年は一億八千万円を目標としております。工場誘致については、地方の特産物を原料として出来るものを生産して行きたい。国有林等の払下についても有効期内に努力して行きたい。一町二ヶ村を基礎として、大同団結して田園の楽園として発展して行きたい。詳細は予算会の際に御説明申し上げます。地方財政の基本は、税収入の確保と支出の節約の両面にあり、財源の見通しにより着々計画実施して行きたい。以上の様にて財政を整えて町民の団結した理想境に邁進し、何卒各位の絶大なる御援助をお願いして止みません。

〔町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

二四〔昭和三八年町長就任挨拶〕

町長の挨拶

吉田義正議員の御母堂が亡くなられたことに對し心から哀悼の意を表する。

此度町民各位の御支援により町長就任の榮に浴し、責任の重大さを痛感すると共に新たな覚悟を覚えた次第である。

町政については全くの素人であるが、過去の社会的経験から得た体験と選挙をとうしての町民の声を充分活用することにより、取敢えず町政の責任者として臨み、速やかにあらゆる施策を充分検討し地方自治精神に基きより一層向上させる様全力を尽したい考えである。

然し乍らどのような理想を唱えても、財政の裏付が伴わないとどの様な良い施策も空論に終る。それで先づ健全財政の上に立つて総ての方針を打ち樹てるべきものと思うので、議会始め関係各位の絶大なる御支援を戴き財源確保に努めたい。一方、これと共に内部においても事務改善の方途機構、人事問題等総合的に日を追うて検討し、抜本的対策を講ずる考えである。又特別職についても慎重に検討中なので、改めて後日町議会の同意を得たいと思つてゐる。

町政は住民に直結した第一線であり、私の念願としては明るい豊かな町づくりを目標にして、住民の立場になつて町政が円滑に進展するよう努めたい。現在までの町政については、前町長が築かれた社会福祉の町、続いて農業高度改善事業、教育施設、消防施設の強化、道路整備都市街路の事業等続けて執行して行く。

今後の施策については、先づ町自体の体質改善について行政診

断の方法を講じ、都市街路計画、産業振興の主産地経営と農業改善事業、住宅団地、上水道設置等大矢吹町の基本的青写真を作製するよう行政専門委員会を設置し、早急に計画樹立を行い町民一丸となって目標に邁進できる体制を確立したいと思っている。

昭和三十八年度予算はすでに議会の議決を経て執行されているので、議会の意志を尊重して忠実に履行するが、尚今後財源の許す範囲で早急に解決を要されているものから逐次完了できるように努力するので各位に協力を願う。

執行面についても詳細な事項が多くあるが、これも事務引継内容により各主管課とよく協議して解決に努めて行く。

以上私の考えを述べたが尚一層の御尽力を賜わりたい。

〔町有 昭和38「矢吹町会議録」抜粋〕

二五〔昭和四十六年町長就任挨拶〕

今回大木町長の後を引き継ぎまして町政を担当することになりました。私誠に微力ではございますが、最善の努力を致しまして町政発展のために努力致し度いと思ひますので、何卒皆様方の絶大なる御協力をお願い致します。尚、この機会に私の考えております方針等を極く簡単に申し上げたいと存じます。私は勿論、地方自治の精神に則りまして住民の福祉の向上を第一の目標に努力したいと考えている。具体的には、住民の環境の整備に努力した

い。これについては道路の整備、交通安全対策或いは公害問題、そういうことなどはこの町村でも等閑にされておりますので、私は環境問題をしておきたいと存じて居ります。

次に教育の問題でありますが、農家の後継者の問題、商業者の後継者の問題がなくて困つて居ります。そういう点からしても教育の環境整備に努力したいと考えております。次は農業ですが、現在の農家はお先真暗という状態であります。国でもどのような施策を打ち出したらいかが迷つて居る状態です。しかし、矢吹町は高速道路も出来、新幹線も出来しますので関東圏に入っていると申しても過言ではないので、米以外の果樹、園芸をやるのか決して悲観したことではないと思ひますので、農業振興については努力したい。反別の少ない人で労働力が余る方々には公害のない工場を誘致してこれらを吸収したいと考えている。しかし、四六年度は前町長の編成した予算でありますので、四七年度からそれらについて取組んで行きたい。中畑小については既に議決になって居るので早急に実施してゆきたい。

次に町政について現在に至るまでのものを報告します。事務引継ぎ五月一日、人事四月二八日、収入役 渡辺、小針監査委員 辞任し、受理されておる。五月一日に北畠助役が私のもとに辞表出したので受理発令されておりますし、消防団長も辞表され、受理されております。五月一八日県下市町村会があり五つの陳情

を知事にした。五月一九日建設省に大信、泉崎と共に簡易インターネットチェンジの陳情に上京した事を報告申し上げます。

〔町有 昭46「矢吹町会議録」抜粋〕

二六〔昭和三十九年三鷹市との姉妹市町提携〕

姉妹市町提携について

両市町間の理解と親善を深め経済の提携を盛んにし、特に中小企業の育成と郷土の発展を策し、両市町住民の福祉増進に貢献するため、6月市町定例議会で姉妹市町として正式に決議された。

〔町有 昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

二七〔昭和四三年矢吹町合併一五周年明治百年記念行事〕

合併十五周年明治百年記念行事関係

(1) 式典

昭和四十三年十月一日矢吹中学校屋内体育館で表彰者五三二名、招待者八六名、計六一八名で整然と挙行された。全戸には記念品を配布し慶祝した。

(2) 行事

記念パレード

昭和四十三年九月二十八日行事のトップを切って町内行進を実施記念のムードをもちあげた。

記念演奏会

昭和四十三年十月一日矢吹中学校PTAの主催で町でも協賛し矢吹中学校屋内体育館で東京交響楽団の実演奏を中学生全生徒に吹奏させ情操教育と音楽に知識の向上があった。

記念美術展示会

昭和四十三年十月一日から十月三日までの三日間町体育館で開催、特に明治年代の美術品が町内有志の協力で多数の出品があり意義があった。

記念仮装行列

昭和四十三年十月三日町内小学校、白農分校、酪農講習所、伝習農場、矢吹病院等の協賛によって盛大に実施された。

記念「ミス矢吹」コンテスト

矢吹商工会青年部の主催で町も協賛し昭和四十三年十月六日町民体育館でその発表会とアトラクションが盛大に行われた。

ミス矢吹一名 準ミス二名 入賞五名

(3) 記念事業

記念植樹祭

昭和四十三年十一月十一日大池公園を中心として各施設にも記念樹を百四十本植樹した。

記念映画製作

昭和四十三年九月から昭和四十四年三月までの六ヶ月間に町の状況を集録し完成をまつて町民に公開したい。また資料とし

て後世に残すべく現在進行中である。

〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

二八〔昭和四三年矢吹町章制定〕

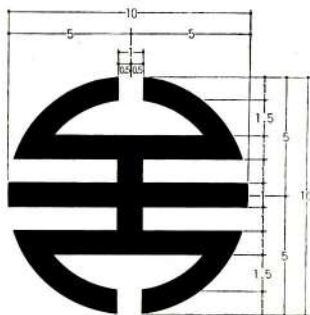
矢吹町告示第12号

明治一〇〇年、合併一五周年を記念して次のとおり矢吹町章を制定した。

昭和四三年五月一日

矢吹町長 大木代吉樹

割出図（単位：cm）



〔矢吹町告示〕

二九〔昭和四九年町の木・町の花決定〕

町の花と木決まる

さわやかに「しゅんらん」と「あかまつ」たくましく

町では合併二十周年を来年に控えその記念事業の一環として「町の花と木」を募集し、去る七月二十六日役場応接室にて、その選定委員会が開かれました。（委員長入江林氏）応募総数六十七点の中から、慎重審議の結果左記のとおり決定され、八月十七日、仲西町長に答申しました。

▼町の花「しゅんらん」

通称「ちとば」^(花)「ほくろ」とも言われ、山林や低山地の乾燥した土地に多く自生する。わが矢吹の土地に適して広汎に野生している常緑多年生草木^(本)である。葉は根本から多く二列の扇状に出て、上半わん曲して垂れる、長さ二十～五十センチメートルの細長で非常に強く、暗緑色をしている。早春淡黄緑色とさわやかな香りの三～五センチメートル茎の花をもつ。

その花の唇弁にある斑点は顔のほくろに似ているのでその名があると言う。またこの花を塩清けにし、蘭湯として祝言に使われる。「爺と婆」「ほくろ」の名のとおり、謡曲高砂にうたわれる、相生の松としゅらんこそ、翁媼優先、健康と清楚の町づくり、矢吹町のシンボルであります。

▼町の木「あかまつ」

まつ科常緑の喬木であり、わが町の地質に最も適し、山野に広く分布している。

あかまつはめまつともいい、くろまつのおまつと称対し、雌雄

同株、葉は二針一帯をなしています。

「松葉落ちて二人づれ」と祝い唄にあるように、松竹梅の中
でも芽出度い木の王将である。

奈良平安のその昔から伝わる小松引き遊びは今はないが、松飾
りは今なお消えることなく行なわれています。また松の夢を見た
中国の丁国（ていこ）はこの文字のとおり十八年たつて立派な公
人になったと言ひ伝えられています（木偏は十八と書く故）

なお恩賜林と五本松の並木は県自然環境保全地域に指定されて
いる名称の地です。

矢吹音頭の中にも

『むかし松原萱山のすずき

今はみのりの矢吹原

町は町は栄えゆく町』

とさわやかな田園都市矢吹町の未来を指向しています。

〔昭和・9・1「広報やぶき」抜粋〕

三〇〔昭和四五年〕「行政十大ニュース」

1970 わが町の行政十大ニュース

十二月は、一年の総決算の月です。この一年間を反省し、新し
い年に備えたいものです。

今年の一年間を広報紙上から、おもなものを紹介し、町政に対

する理解と認識を深めていただき、新しい年もお一層のご協力
をお願いします。

①矢吹分校敷地造成整備

二月から三月にかけて、自衛隊の協力で矢吹分校敷地六万五千
平方呎の土地造成整地作業が行なわれました。現在、旧中畑中学
校を移転建築中で二月末には立派な校舎が出来あがります。

②福寿会館落成

老人の家庭での孤独感を解消しようと、旧授産所の一部を改築
して老人簡易授産所「福寿会館」が出来あがりました。現在まで
に将棋大会、盆栽展示即売会などの催しものが行なわれました。

③田町住宅地分譲

町の社会開発の一つとして、町民の住宅難を緩和しようと、現
在の矢吹分校敷地を住宅用地として分譲しました。

希望者は、四十区画に対し八十一名にのぼり、厳正な抽せん
により譲渡人を決定いたしました。

④一九七〇年世界農林業センサスと国勢調査終る

この調査は十年に一度の大規模調査で農業に関するすべての調
査が行なわれました。その結果は今後の行政資料となり、七十年
代の農業政策の足がかりとなるものです。

国勢調査の結果は、人口一万五千六百六十六人、世帯三千二百
七十七戸でした。

⑤ 第二回移動町政こん談会

今年は女性の出席者が目立ちました。各地区とも道路、教育関係の質問や要望が多く、建設的な意見がたくさんいただきました。

⑥ 米の生産調整について

農家にとって大きな問題となった米の生産調整も目標額を上回り減産六百三十九トン、減反百四十八ヘクタールに調整され、奨励金も約五千百八十三万円が交付されました。

⑦ 圃場整備について

中畑地区の河川改修と圃場整備事業はいづれも福島県営として工事が進められ、河川延長千五百三十一メートル、永久橋二カ所を架設、ほ場整備六十六万八千四百五十平方メートルの工事が進められています。この工事を進めるため土地改良区を設立し役職員一丸となって県の指導のもとに事業を進めるための協力を続けています。なお明年度も継続され、ほ場整備は百二十万平方メートルが予定されています。

また、大和久地区のは場整備は四十四年二十三万二千二百平方メートルと、宮田橋が永久橋として架設されます。この大和久地区の事業は、ほ場整備第一号の工事として長く当町の歴史に残ることでしょう。

⑧ 西山墓園の開園

念願であった西山墓園建設も、四月一日から使用開始となりました。

した。

現在までに二百六基が借用済となっており、所々に石碑も立ち初め、今後は気軽なハイキングコースとして名所の一つとなることでしょう。

⑨ 誘致工場の操業

町では工場誘致を行なっていますが、今年度誘致された、ミツワ石綿工業（株）福島工場（大字須乗字丸の内）昭和電器（株）矢吹事業所（大字中野目字塚原）東亜道路（株）福島工場（大字矢吹字東古宿）柴田工務店矢吹工場（大字五本松）の四つの工場が操業開始となりました。

⑩ 広城市町村圏指定

今年五月に西白河郡一市一町六村が県下に先がけて広城市町村圏の指定をうけました。この指定を受けますと五年間は地域内の開発整備をするために国からの補助があります。町でもこの指定をうけて、吉作線、中畑、五間道路の舗装整備が行なわれています。

〔昭45・12・20「広報やぶき」抜粋〕

三二 〔昭和四八年町政この一年〕

町政この一年

今年も十二月になりました。インフレに悩まされ、冬の灯油不

足を安じる方も多いこの頃です。

昨年の十二月、町では「さわやかな田園都市」を目標し、矢吹町振興計画を策定しました。そして一年、その基礎づくりも軌道に乗ってきたようです。しかし、日大敷地の返還、庁舎建設の問題、そして高速道路の開通による生活の高速化等々、内外共に変化の激しいこの時にあたり、町政のこの一年を反省してみること必要であると思う。

今年の出来事の主なものを列挙してみました。それぞれの意義と思ひ出をもつこれらのこと、来年の戒めとはできないだろうか。

▼仕事はじめ（1／4）

▼町民新年会（1／5）

新年のよこぎを町民と共にという趣旨で開かれたこの会。今年は一五〇名が参加、美しい琴のしらべに耳を傾ける面々、そして一方では、「町民のための町政を」と町長にいくつく人もあり。

▼消防出初式（1／6）

町内各分団の団員二七〇名が勢揃い、町長訓辞、通常点検のあと神社で今年の無火災を祈願、そのゴリヤクあったや否や。

▼町史編さん委員会発足（1／16）

昭和五十年の町制七十年を記念し町史を発刊すべく初会合を開く。編さん委員十名を委嘱。

▼庁舎建設調査委員会発足（1／17）

同日第一会目の会合をもつ。その後六月十八日栃木県の氏家町茂木町を視察するなど検討をつづけ、去る八月十三日には庁舎位置についての答申を出す。

▼中畑五間道路改修終る（1／26）

延長一、八〇四呎、幅員八・五呎

総工費三、六〇〇万円

▼第三回交通事故防止コンクール（2／1～3／10）

コンクールには各区の育成会の父兄が毎朝交替で街頭指導、また交通事故に関する作品の募集を実施。ちなみにコンクール期間中の交通事故は0だったとかPRの大切なゆえんである。

▼石川道踏切で列車事故（2／8）

同日十時十三分、耳をつんざくばかりの大音響、大型トラックと特急列車の衝突であった。踏切事故の恐しさをあらためて知らされたものである。

▼矢吹分署に救急車が配置。（2／9）

マイクローバス型。通報は一一九番へ。

▼昭和四十七年度町営住宅建設工事竣工（2／15）

建設戸数二十五戸

総工費二、四〇〇万円

▼防火タコあげ大会（3／4）

春の火災予防運動にちなみ、タコあげ大会によってその防火意識を高めようと、今年をはじめて開かれたもの。「火の用心」などの防火標語をとり入れたヤッコダコやパンダダコ、飛行機ダコなど多種多様のタコがお目見え。楽しく、意義ある一日であった。

▼第一〇五回定例町議会（3/12～3/20）

昭和四十八年度の当初予算をはじめ特別職の給与改定、矢吹町公民館条例の制定などが決定。

▼ガン追放の町宣言（3/20）

成人病、ガン検診を無料化し、その早期発見、早期治療により矢吹町からガンを追放することを議会で決定、その宣言をした。

▼一般農道長峰線改良工事完了（3/25）

延長二九八㍎、幅員六・五㍎

総工費八二〇万円

▼町道成田線舗装工事完了（2/25）

延長五〇二㍎、幅員四㍎

総工費九九〇万円

▼町道神田堤線舗装工事完了（3/31）

延長六八〇㍎、幅員四㍎

総工費六十八万円

▼中央公民館新築工事完成（3/31）

総工費六、九五十万円

▼昭和四十七年度第二次農業構造改善事業完了（3/31）

育苗施設一棟、農機具格納庫一棟、仔猪供給施設十棟、野菜ハウス団地五棟、稚蚕共同飼育所一棟

総工費約一億円

▼国神城跡を町指定文化財に（4/1）

原宿の国神城跡は古代の平城で泉川沿岸に栄えた文化の象徴、これを町指定文化財第一号に指定。

▼アフターケアー移転（4/1）

社会福祉の向上に寄与してきたが県の方針により福島県身体障害者総合センターに移転。

▼消防春の検閲（4/20）

町政モニター制度発足（4/28）

二十五名のモニターを委嘱。

この日初会合を開く。

▼第十八回矢吹町赤ちゃんコンクール（5/11）

溝井加代子ちゃん外二十名に町長賞授与

▼中央公民館開館式（5/18）

町民の学習の場、中央公民館がついに完成、盛大に開館式を行なう。一般町民の利用は六月一日からと決定。

▼中畑小学校プール開き（6/14）

これで町内各学校のプール建設が全部終る。

▼昭和四十七年度優良納税組合表彰式（6/22）

▼第一〇六回定例町議会（6/28）7/5）

補正予算をはじめ矢吹町税条例の一部改正、同手数料条例の一部改正などが決定された。

特にこの議会では、五階建町営住宅の建設が決まりとなる。

また任期満了に伴う選挙管理委員が、委員長柏村加十氏、委員、長尾正直氏、同降矢金藏氏とそれぞれ選出された。

▼三城目簡易水道工事は完了（6/30）

水道管延長追加分を残して工事はほぼ完了、三月十三日には三城目地区で給水がはじまる。

総工費 七、一八〇万円

▼矢吹分校体育館地鎮祭（7/21）

完成は来年の一月

▼宅地分譲地抽選会（8/3）

申込者六十人、その中六人が幸運のクジをあてる。ちなみに値段は坪あたり一万三千元とか。

▼三鷹市、矢吹町子供交流会（8/3）8/4）

矢吹町と三鷹市が姉妹都市となってから今年で九年目。今年は三十九名のお友だちが三鷹市を訪問、両市の友情を深める。

▼ことぶき大学開講式（8/9）

▼成人式（8/16）

今年の成人者二三〇人。夏の成人式としては第二回目で「青春は希望」というメインタイトルのもと盛大に挙行。

▼消防総合防火訓練（9/8）

午前十時第一次火災発生から第三次火災鎮圧まで延々三時間にわたる大演習。シャッター切断をはじめレインジャーによる搬出訓練、二階からの避難訓練、油火災の消火など実戦さながらの訓練風景であった。

▼日大敷地返還（9/14）

今後の利用等について九月議会でも議論のまとなる。

▼敬老会（9/15）

今年度の九月十日現在の七十才以上の方は全部で八二十八人。出席者は五〇〇人に達す。

▼第二回町民水泳大会（9/15）

▼三鷹市より消防自動車三台贈られる。（9/19）

その配車は第一分団第四部、同五部、第三分団第六部。これで三鷹市より払い上げた消防自動車は合計七台（既廃車も含む）その財源の豊かさには驚くばかりである。

▼中畑小学校百年祭（9/23）

明治七年九月二十三日創立。光輝ある伝統ここに百年。今後ますます発展せんことを。

▼消防秋の検閲（9/24）

▼第一〇七回定例町議会（9／23～10／5）

新教育委員として蛭田忠良氏が選出。町営五階建住宅の請負契約、さらには長峰線、分校線、松倉新池一号線の舗装整備契約などが決定された。また昭和四十七年度の決算認定もこの議会でなされた。

▼急行列車が矢吹駅に新たに上下一本停車（10／1）

▼第八回町民体育祭（10／10）

大会参加者 一五〇〇名、剣道、柔道、バスケットボール、卓球、庭球、ソフトボールの各競技を争う。近年になく盛大であった。

▼町営五階建住宅新築着工

完成は五月の予定。

総工費八、一八六万円

▼矢吹ライオンズクラブ認証状を受く。（10／21）

三月結成、会員は三十三人。この日めでたく国際クラブとして認証される。

▼矢吹幼稚園二十周年記念（11／1）

かわいい園児たちの「矢吹幼稚園の歌」と「園旗」の披露あり。第一回の卒園児が今は三神幼稚園の教諭をしているとか。

▼文化祭（11／3）

「さわやかな田園都市」をキャッチフレーズに生け花展、盆栽

展、菊花展、写真展などが人気をよぶ。民謡舞踊大会も行なう。

▼第八回町民駅伝競争（11／17）

▼第八回矢吹町美術展（11／21～11／23）

▼東北高速自動車道開通（11／26）

矢吹インターチェンジもその雄大な姿をみせ、高級乗用車がしつ走する。我が町もいよいよ高速時代の到来である。

〔昭和48・12・1「広報やぶき」抜粋〕

三二「昭和四九年「町政この一年」

町政この一年

1／4 仕事はじめ

1／5 町民新年会

1／6 消防出初式

1／9 矢吹保育所新春餅つき大会

1／15 第一回新春将棋大会

1／20～1／24 ぐらしの歴史展

2／1～2／24 第四回矢吹地区子ども会交通事故防止コンクール

2／7 五本松、恩賜林が福島県自然環境保護地域に指定される。

2／16 矢吹町体育協会スキー教室を猪苗代スキー場で開催

3／1 矢吹町消防団が竿頭綬を受ける。

3／8 矢吹分校独立期成同盟会結成総会

3/10 第二回防火タコあげ大会

3/12、3/22 第一〇回定例町議会昭和四十九年度当初予算、

老人医療の完全無料化等を決定

3/20 的場線一・二号、神田堤線、御殿山線、狐石線の各舗

装工事完了。

3/25 町営五階建住宅本体工事、同ガス・電気・排水工事完了。

4/1 役場機構改善に伴ない産業課、建設課、農業委員会が分

庁舎へ移転。

4/15 総合グラウンド植樹祭。

5/1 矢吹小学校給食火入式。

5/15 交通遺児に激励金贈る。第十九回矢吹町赤ちゃんコンク

ール。

5/15 白山分譲地抽選会。

5/31 町営五階建住宅完成。

6/7 下荒具古墳群を町重要文化財に指定。

6/16、6/22 第一二三回定例町議会議長井戸沼氏、副議長須藤

氏の選任、役場新庁舎建築工事請負契約の締結などを可決。

6/26 昭和四十八年度納税並びに国民年金関係表彰式。

6/30 「目で見える矢吹町史」のPR版発行。一〇〇〇部の注文

あり。

7/7 第一〇回参議院議員通常選挙。

7/16 矢吹町防犯協会設立総会。

7/20 役場新庁舎建築工事地鎮祭。

矢吹土地改良区総代総選挙。

8/3、8/5 矢吹町・三鷹市子ども会交流会。

8/16 成人式

8/17、8/18 若者の祭典。

8/17 矢吹町の花と木をきめる選定委員会が、花は「しゅんら

ん」木は「あかまつ」と答申。

8/20 町政懇談会

9/1、総合検診始まる。

9/15 敬老会。

9/24、10/4 第一一四定例町議会昭和四十八年度決算の承認、

丸の内工業団地予定地の造成工事請負契約の締結、教育委員

会委員の任命等を決める。

9/28 町道八幡ノ北善線改良舗装工事、中畑小給食施設工事着工

10/1 重度心身障害者医療無料化の実施。

10/10 町民体育祭

10/1 矢吹町公共下水道基本設計委託。

11/1 乳幼児を持つ母親のために「母さん必携」を発行。

子防接種等の個人通知を廃止し、広報、ミニ公報版によるお

知らせの徹底を図る。

11/2~11/4 矢吹町文化祭

11/9 町民駅伝競走。

11/23 三神地区埋蔵文化財調査。

11/21~11/23 矢吹町美術展

[昭49・12・1「広報やぶき」抜粋]

三三〔昭和五〇年町民の歌決定〕

町では「町民の歌」の募集をしてきましたが、これに応募された作品（作詞三七点、作曲三二点）のなかから、伊藤一清氏（作詞）、高橋英子氏（作曲）の両氏の作品が当選作として選ばれました。

去る11月3日におこなわれた町民運動会のなかで、これらの発表がおこなわれ、運動会に参加した三千人の方々に披露されました。

町民の歌

作詞 伊藤 一清

作曲 高橋 英子

一、那須の山なみ 雲流れ

矢吹ヶ原の 朝ほらけ

羽鳥の水の せせらぎに

自然の恵み 限りなし

田園の町 あゝ矢吹

二、ゆかりは遠く 縄文の

先人住みし 花の里

千古の息吹き 新しく

いまみちのくに こだまする

ふるさとの町 あゝ矢吹

三、道は拓けん 大池の

水面に映ゆる 赤松よ

ここに集いし よき人の

熱き血潮に 力あり

若い力の あゝ矢吹

[昭50・12「広報やぶき」抜粋]

(2) 行政機構

三四〔昭和二年矢吹町事務分掌〕

矢吹町事務分掌条例

第一章 総 則

第一条 本庁に左の係を置く

庶務係	学務係	文書係	社会係	勸業係
畜産係	経済係	統計係	土木係	地理係
会計係	税務係	戸籍係	復員係	農地係

第二条 係に係主任を置く

係主任は町長の命を受け係を指揮し係の分掌事務を処理する。

係は主任の指揮を受け担任事務に従事する

但し上司の命によって係でなくとも他の事務に従事しなければならない

(略)

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

三五〔昭和二八年矢吹町事務分掌条例の改正〕

議案第五二号(抄)

矢吹町事務分掌条例一部改正の件

右次の通り改正するものとする

一 改正の理由

本庁に各係に主任を置き分掌事務を処理したるも時代の進運に伴い庁内機構の強化整備を図り町勢の進展に寄与せんとする

第一条 本庁に課を置き次の係を置く

総務課

庶務、社会、衛生、勸業、経済、統計、土木、戸籍

各係

財務課

会計、税務賦課、税務徴収

第二条 課に課長 係に係長を置く

課長は上司の命を受けその主管の事務を掌理し係長は課長の命を受けて担任事務を処理する

課員は上司の命を受けて担任事務に従事する

但し上司の命によって係でなくとも他の事務に従事しなければならない

課長故障あるときは上席者順次これを代理する

附 則

この条例は公布の日からこれを施行する

昭和二十八年九月十一日 提出

矢吹町長 大 木 代 吉

〔町有 昭28「矢吹町会議録」抜粋〕

三六〔昭和三〇年矢吹町課設置条例〕

矢吹町課設置条例

(課の設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五

十八条第六項の規定に基き町長の権限に属する事務を分掌させるためこの条例の定めるところにより左の課

を置く

総務課、経済課、厚生課、財務課

(分掌事務)

第二条 各課の分掌事務は町長が別にこれを定める

附 則

この条例は昭和三十年三月三十一日から適用する

[町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋]

三八 [昭和三〇年新矢吹町の組織]

矢吹町職員一覧表

昭和三十年三月三十一日現在

勤務所 属 職 名 氏 名

町 長 職務執行者 渡 辺 欣 吾

三七 [昭和三〇年矢吹町役場支所設置条例]

矢吹町役場支所設置条例

支所の位置

第一条 地方の自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五

十五条第一項の規定に基き町長の権限に属する事務を

分掌させるためこの条例の定めるところにより支所を

設ける。

位置、名称、所管地域

第二条 支所の位置名称及び所管区域は次のとおりとする

位 置 名 称 所管区域

大字中畑字本村六五 中畑支所 旧中畑村一円

大字三城目字上町一九 三神支所 旧三神村一円

附 則

この条例は昭和三十年三月三十一日より施行する

[町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋]

第6編 現 代 1政 治

[illegible]

中畑診療所		三神診療所		母寮				保育所				矢本小学校								
運転手(使丁)	使丁	長医師	保健婦	雇丁	使事	主事	寮母	書記	保母	給仕	主事	保母	調理士	使丁	給仕					
齊藤二	齊藤	古城	小室	諸根	塩沢	熊倉	村田	鈴木	根本	鳥巢	栗林	山川	野木	野崎	樋山	佐藤	熊田	堀井	三村	藤井
郎	キミ	豊久	ハルヨ	サワノ	タイ	秀恵	トシ江	すず江	協子	雄子	義夫	弥生	牧子	ミツ	常子	よし子	政吉	タマ	ヒロ	恭子

矢吹町役場出張所設置条例

(出張所の設置)

第一条 地方自治法第百五十五条第一項の規定により矢吹町

長の権限に属する事務を分掌させるためこの条例の定めるところにより出張所を設ける

(位置 名称 所管区域)

第二条 出張所の位置、名称及び所管区域は次の通りとする

位 置 名 称

大字中畑字本村六五 中畑出張所

大字三城目字上町十九 三神出張所

所管区域

旧中畑村一円

旧三神村一円

附 則

1 この条例は昭和三十一年九月一日から施行する

2 矢吹町役場支所設置条例(昭和三十年三月三十一日矢吹町条例第二号)は廃止する。

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

四一〔昭和三四四年矢吹町課設置条例の一部を改正する条例〕

矢吹町課設置条例〔昭和三十年矢吹町条例第四号〕の一部を次

のように改正する。

第一条中「総務課、経済課、厚生課、国保課及税務課」を「総務課、経済課、税務課、厚生課及土木課」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年一月一日より施行する。

〔町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋〕

四二〔昭和三四四年役場業務の改善に関する決議〕

役場業務の改善に関する決議

町役場業務の組織を合理化しその機能を充分に発揮できるように工夫し効率化に務め地域住民に利便を供与し福祉の向上を図ることを

右決議する

昭和三十四年九月一二日

矢 吹 町 議 会

〔町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋〕

四三〔昭和三四四年矢吹町課設置条例の改正〕

矢吹町課設置条例「昭和三十年矢吹町条例第四号」の一部を次のように改正する

第一条中「総務課、経済課、厚生課、国保課及税務課」を総務課、経済課、税務課、厚生課及土木課に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年十一月一日より施行する。

〔町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋〕

四四〔昭和三十八年矢吹町課設置条例一部改正〕

課設置条例（昭和三〇年三月三十一日公布条例第4号）の一部を次のように改正する

第一条第一項中「経済課」を「産業課」に「厚生課」を「住民課」に「土木課」を「建設課」に改め次の一号を加える 企画室

附 則

この条例は公布の日から施行する

〔町有 昭38「矢吹町会議録」抜粋〕

四五〔昭和四〇年矢吹町課設置条例の改正〕

矢吹町課設置条例（昭和三十年矢吹町条例第四号）の一部を次のように改正する

第一条第一項中「企画室」を削る

附 則

この条例は昭和四〇年十二月二十五日から施行する

〔町有 昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

四六〔昭和四二年矢吹町役場出張所廃止〕

矢吹町役場出張所設置条例を廃止する条例

矢吹町役場出張所設置条例（昭和31年矢吹町条例第八号）は廃止する。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

〔町有 昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

四七〔昭和四七年町長公室の設置〕

町長公室の新設

町長公室とは、町の基本的な施策（路線）を長期的な展望と視野の上に立って企画立案する「企画班」と、現実的な立場から現在直面している町政上の諸問題を即刻解決するための「くらしの相談係」の両面からなり、行政の総合化を目的とし、組織上はあくまでも行政機構の内部に位置づけられています。

つまり、町長の施策決定の補佐機関としての「企画班」と、住民の日常生活の中で欠くことのできない「くらしのお手伝」と住民直結の行政面を担当する「くらしの相談係」とが両輪一体となって、町の総合施策等の住民行政を強力におし進めていくもので

あります。もとより行政は、将来の町の姿を想定してのではありませんが、それは即刻今日、明日の町の実情をしっかりと把握して初めて可能なものであります。

今回7月1日付の機構改善によって町長公室が設置された意図もそこにあります。

担当する仕事の内容は次のとおりです。

企画班

町施策の総合企画及び総合調整に関すること。

町の総合開発及び都市計画の構想に関すること。

長期財政計画に関すること

交通通信に関すること

広域市町村圏計画に関すること

行政資料及び情報収集と保管提供に関すること

渉外に関すること

くらしの相談係

町民の行政相談に関すること

陳情苦情の聴取に関すること

広報・公聴に関すること

来庁者全般の受付案内に関すること

公害の総合調整に関すること

交通安全対策及び交通事故相談に関すること

消費者行政に関すること

貯蓄推進に関すること

住民自治組織に関すること

〔町有 昭47「矢吹町事務報告」抜粋〕

四八〔昭和四九年矢吹町課設置条例の改正〕

矢吹町課設置条例（昭和三十年矢吹町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「建設課」の次に「企画広報課 保健福祉課」を加える

附則

この条例は昭和四九年四月一日から施行する

〔町有 昭49「矢吹町会議録」抜粋〕

四九〔昭和四八年矢吹町役場移転〕

議案第七一号

矢吹町役場の建設位置を定めることについて

矢吹町役場の建設位置を矢吹町大字矢吹字一本木一〇一番地に定めるものとする。

昭和四八年十二月二日 提出

矢吹町長 仲 西 藤 次

五〇〔昭和五〇年八月三一日役場庁舎落成〕

新庁舎落成を迎えて

矢吹町長 仲 西 藤 次

新庁舎落成に当り、一言ごあいさつ申し上げます。

旧庁舎は、昭和2年新築されましたが、昭和30年3月30日、旧矢吹町、中畑村、三神村および広戸村の一部、柿之内が合体合併して新しい矢吹町が誕生し以来町政の進展とともに行政需要の増大により、職員数の増加と、狭隘、老朽、分散という行政能率上問題がでてきました。充分な住民サービスもゆき届かないまま、町民のみなさまに大変ご不便をかけてまいりました。

昭和47年はじめに、新庁舎建設の声が高まり、建設計画に入りましたところ、世界的石油危機と、国をあげての総需要抑制措置がとられたために、庁舎建設上財源が大きな問題点となりいくえもの制約の中で進められました。

第一線の行政機関の使命にかんがみまして、あくまでも町民本位の観点に立って、明るく、親しみやすいように配慮いたしました。

新庁舎の位置決定については将来の町の発展の方向と、立地条件を考慮して、庁舎位置選定委員会に諮問いたし、町議会の議決

を得て、新庁舎企画委員会において検討を加え、交通立地を最前提として、県道石川―矢吹線、同矢吹―千吾沢線、および大規模農道と町道幹線が交叉するこの地に敷地面積7万平方メートルを有し、町民グラウンドが設置できる環境の良い、自然に恵まれた理想的な場所が決定され、本町のシンボルたるにふさわしい成案を得て、昭和49年6月17日、新庁舎の建設に着手したのであります。

幸いにして、ここ初めてたく落成をみ、9月1日開庁できますことは、ひとえに町民のみなさまのご協力と工事関係者の献心的ご尽力のたまものであり、この機会に心からお礼を申し上げます。

新庁舎落成を機に心を新たにすして「さわやかな田園都市」を目ざして、より一層町政に励み町民のみなさまのご期待にそいたいと存じます。

〔昭50・9「広報やぶき」抜粋〕

3 財 政

五一〔昭和二二年矢吹町税賦課徴収条例準則〕

矢吹町税賦課徴収条例準則

第一章 総 則

第一条 町税の賦課徴収については法令其の他に別段の規定

するものを除く外は本条例の定する所による

第二条 町税として賦課するものは左の通りである

一、国税附加税

地租附加税 家屋税附加税

営業税附加税 鉱区税附加税

二、県税附加税

船舶税附加税 自動車税附加税

電柱税附加税 不動産取得税附加税

狩猟者税附加税 芸妓税附加税

電話加入権税附加税 木材取引税附加税

牛馬税附加税 入場税附加税

漁業□税附加税

三、独立税

市町村民税 自転車税 荷車税

金庫税 扇風機税 屠畜税 犬税

第三条 町税は年税 月税 季税 随時税としての賦課期日

に於て納税義務を有する者にこれを賦課する

第四条 町税は特に規定するものを除く外は年税は四月一日

月税は其の月一日季節及随時税はその事実発生の日を

以て賦課期日

第五条 年税は特に規定するものの外はその税額を二等分し

前期及後期の二期に分けてこれを賦課徴収する

2 月税 季税及随時税は全額を一時に賦課徴収する

第六条 逋脱したる税金は当該年度の課率によりその全額を

一時に賦課徴収する

第七条 納税義務者は本条例の定むる所により町長に町税賦

課について申告しなければならない

第八条 前条の申告をしなかつたり又は申告をしても不相当

と認められるときは町長はその課税標準を査定する

特別徴収義務者が徴収すべき税額の報告をしなかつた

り又は報告をして不相当と認められるときも又同じで

ある

(中 略)

町税独立税標準及賦課額

税 目		等 級		課 税 標 準	賦 課 額
		第一種		発 動 機 船	
一	等			四十馬力以上	年税金一五〇円
二	等			四十馬力未満	同 金一〇〇円
三	等			三十馬力未満	同 金八五円
四	等			二十馬力未満	同 金六五円
五	等			十馬力未満	同 金三四円
六	等			五馬力未満	同 金二五円

舟		第二種		第三種		自轉車		荷車		金庫		扇風機	
五噸未満一噸に付		蒸氣船一噸に付		遊船(小舟を含む)		一 等 二 等		一 等 二 等		一 等 二 等 三 等		一 等 二 等	
金	五円			舟數長	五間以上	三輪車以上	荷台尺積十八平方尺以上、 荷積牛馬車	荷台尺積十八平方尺以上 荷積車荷台尺積十四平方尺以上	高 五尺以上 同 四尺以上 同 三尺以上 同 三尺未満	同 金二〇〇円 同 金一五〇円 同 金一〇〇円 同 金五〇円	同 金二〇〇円 同 金一五〇円 同 金一〇〇円 同 金五〇円	年税金 五〇円 同 金 三〇円	年税金 五〇円 同 金 三〇円
同 金	一〇円	同 金	五円	同 金	八円	同 金	五円	同 金	一五円	同 金	二〇円	同 金	一五円

五二〔昭和二三年度矢吹町歳入出決算書〕

款	項	決算額
一、町税	一、県税附加税	四、四〇、三三・五〇 円
	二、独立税	一、四六、七九・六
	三、地分配付税	八二、八三・〇〇
	四、旧法に依る税收入	二、一〇、〇〇・〇〇
	五、過年度收入	一、
二、公企業及財産收入	一、財産收入	八、六六・五〇 一、三〇、八〇・一六 二、五〇・六六

[illegible]

三、警察警防費	一、役場費 一、七〇八・三六・八 一、一六四・八八・六 八五九・六五・美 九、九五五・〇〇
四、土木費	一、警察費 二、公安委員費 三、消防費 一、三〇六・五・〇 一、一八四・〇〇 五、〇〇〇・〇〇 五、〇〇〇・〇〇 五、〇〇〇・〇〇 七、〇六六・八 三、四八六・九 四、〇〇九・六 一、五七〇・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇
五、教育費	一、小学校費 二、中学校費 三、中学校營繕費 一、五七〇・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇 三、〇〇〇・〇〇 一、七二五・〇 七、〇〇〇・〇 六、五〇〇・〇 一、一〇〇・〇 二、五五五・〇 四、五三・一六・四 二八九・七五・〇 八、〇〇六・三 七、四八六・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇
六、社会及労働施設費	一、生活保護費 二、罹災救助費 一、七二五・〇 七、〇〇〇・〇 六、五〇〇・〇 一、一〇〇・〇 二、五五五・〇 四、五三・一六・四 二八九・七五・〇 八、〇〇六・三 七、四八六・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇
七、保険衛生費	一、健民費 二、伝染病予防費 三、結核予防費 四、公立病院費 一、七二五・〇 七、〇〇〇・〇 六、五〇〇・〇 一、一〇〇・〇 二、五五五・〇 四、五三・一六・四 二八九・七五・〇 八、〇〇六・三 七、四八六・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇
八、産業經濟費	一、農地委員會費 二、食糧調整委員會費 三、勸業費 一、七二五・〇 七、〇〇〇・〇 六、五〇〇・〇 一、一〇〇・〇 二、五五五・〇 四、五三・一六・四 二八九・七五・〇 八、〇〇六・三 七、四八六・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇
九、地方振興費	一、表彰費 一、七二五・〇 七、〇〇〇・〇 六、五〇〇・〇 一、一〇〇・〇 二、五五五・〇 四、五三・一六・四 二八九・七五・〇 八、〇〇六・三 七、四八六・〇 四、六六三・〇 四、六六三・〇

差 引	歳 出	一〇、財産費	一、基本財産造成費	九、七五三・六
		二、積立金	四、八〇六・四	
現 金	合 計	三、財産管理費	一、三・三	
		一、統計調査費	六、七三三・〇	
歳 引	出	一二、選挙費	六、〇七四・〇	
		一、選挙費	三、〇八五・八〇	
現 金	合 計	一三、寄附金	三〇、四七・〇五	
		二、選挙管理委員会費	九、六三八・七五	
歳 引	出	一四、諸支出金	一七、五〇一・〇〇	
		一、公金取扱費	一七、五〇一・〇〇	
現 金	合 計	二、滞納処分費	五〇、五三・〇〇	
		三、繰替金	三、一五〇・〇〇	
歳 引	出	一五、営繕費	二、〇五・〇〇	
		四、過年度支出	五五、三七・〇〇	
現 金	合 計	一六、繰入金	一、九八、九四・三〇	
		一、中学校舎営繕費	一、九八、九四・三〇	
歳 引	出	一七、予備費	二二、〇四九・〇〇	
		一、繰入金	二二、〇四九・〇〇	
現 金	合 計	一、予備費	二二、〇四九・〇〇	
			—	
歳 引	出	七、九六二、三四・七	二、一五・七〇	

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

五三〔昭和二五年度矢吹町歳入出決算書〕

歳入総額 一三、四八七、一九三円〇一

歳出総額 一三、四八七、一九三円〇一

差引残

〇

昭和二十六年五月三十一日

矢吹町収入役 手 島 鉄 雄

〔町有 昭26「矢吹町会議録」抜粋〕

五四〔昭和二九年度中畑村歳入出決算書〕

昭和二九年一般会計旧中畑村歳入歳出打切決算書

右決算書及び決算関係証書類別冊のとおり提出致します

昭和三十年六月三十日

旧中畑村収入役 斎 藤 豊◎

矢吹町長 野 木 忠 房殿

歳 入

一金 一二、五〇五、九八八円 予算高

一金 一〇、五八八、四九三円 決算高

歳 出

一金 一二、五〇五、九八八円 予算高

一金 一一、五四一、八一八円 決算高

歳入歳出差引不足額 九五三、三二五円

このため一時借入金（福島県市町村恩給組合五〇〇、〇〇〇円
その他四五三、三二五円）九五三、三二五円をもって歳入不足額
を補てんした。

〔町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

五五〔昭和二十九年度三神村歳入出決算書〕

昭和二十九年度一般会計旧三神村歳入歳出打切決算書
右決算書及び決算関係書類別冊のとおり提出致します

昭和三〇年六月三〇日

旧三神村収入役 吉田 明雄印

矢吹町長 野木 忠房殿

歳入

一金 一〇、二四三、七六五円 予算高

一金 九、〇〇九、三九四円 決算高

歳出

一金 一〇、二四三、七六五円 予算高

一金 九、五〇五、四七五円 決算高

歳入歳出差引不足額 四九六、〇八一円

このため一時借入金（福島県市町村恩給組合）五〇〇、〇〇〇
を以て歳入不足額を補てんした

尚このため生じた残額三、九一九円は新矢吹町に引継ぐものと

する

〔町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

五六〔昭和二十九年度矢吹町歳入出決算書〕

昭和二十九年度一般会計旧矢吹町歳入歳出打切決算書
右決算書及び決算関係証書類別冊のとおり提出致します

昭和三十年三月三十日

旧矢吹町収入役 佐久間 武印

矢吹町長 野木 忠房殿

歳入

一金 二八、三五三、一七七円 予算高

一金 二三、六四七、八七一円 決算高

歳出

一金 二八、三五三、一七七円 予算高

一金 二四、〇八四、七四七円 決算高

歳入歳出差引不足額 四三六、八七六円

この為一時借入金（東邦銀行矢吹支店七〇〇、〇〇〇円、白河
信用金庫矢吹支店五〇〇、〇〇〇円、福島県市町村恩給組合五〇
〇、〇〇〇円）一、七〇〇、〇〇〇円をもって歳入不足額を補て
んした。尚このため生じた残額一、二六三、一二四円は新矢吹町
引継ぐものとする

〔町有 昭30「矢吹町会議録」抜粋〕

五七〔昭和三〇年度矢吹町歳入出決算書〕

歳入総額 五〇、三七四、六五六円

歳出総額 五五、四一七、九五七円

差引不足額 △五、〇四三、三〇一円

(△は翌年度歳入より繰上充用)

歳入

(単位 円)

款	項	収入済額
一、町税	一、普通税	三、八五、八八三
	二、旧法に依る税収入	三、七五、〇〇五
		二〇、三六八
二、地方交付税	一、地方交付税	一四、三三四、〇〇〇
三、臨時地方財政特別交付金	一、臨時地方財政特別交付金	六〇、〇〇〇
四、公営企業及財産収入	一、財産収入	四三、七三七
	二、財産売却代金	一三、九七五
五、使用料及手数料	一、使用料	一、〇六、四六七
	二、手数料	六〇、四三六
六、国庫支出金	一、国庫負担金	四三、〇三二
		五、一四一、九六六
		三三、八六四

歳出

款	項	支出済額
一、議会費	一、町議会費	二、〇六、八〇五
二、役場費	一、役場職員費	一、三〇、四、八〇五
	二、監査委員費	一、三〇、三、五九三
	三、固定資産評価費	一〇、六四八、六六九
	四、営繕費	三、二四八
		八六、二七七
二、町債	一、町債	二、〇〇、〇〇〇
三、分担金及金	一、負担金	九、一五〇
	二、物品売却代金	四二、六〇九
	三、雑収入	三三〇
	四、納付金	八六、六二〇
	五、前年度繰越金	一、三三、四九九
六、繰越金	一、寄付金	〇
七、寄付金	一、補助金	七、〇四、〇四四
八、県支出金	二、国庫補助金	四、九六、〇六三
歳入合計		五〇、三七四、六五六

335

八、農業委員会選挙費	〇
九、町議会議員選挙費	二七、〇〇一
〇、町教育委員選挙費	七、六〇〇
二、矢吹原土地改良区選挙費	八八、八三三
一、元金償還金	一、七四三、四三三
二、利子	一、〇九二、二五八
一、公金取扱費	六六五、〇八四
二、徴収費	一〇、三九二、九七四
三、過年度支出金	三四、四三〇
四、警察費	二、〇二一、四三三
五、地方振興費	一、五〇〇、〇〇八
六、繰出金	三、八八六
一、予備費	一、三五一、七四四
二、繰上充用金	五、四八八、四七三
歳出合計	四、七七、四八二
	四、七七、四八二
	四、七七、四八二
	五、四一七、九七七

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

五八〔昭和三十一年度矢吹町財政再建計画書（抜粋）〕

財政再建計画に関する件

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基いて、本町財政再建計画を別記のとおり定める。

昭和三十一年六月三十日 提出

矢吹町長 野木忠房

財政再建計画承認申請書

地方財政再建促進特別措置法第三条第一項の規定により財政計画を承認されるよう申請します。

昭和三十一年六月三十日

福島県西白河郡矢吹町長 野木忠房

自治庁長官

太田正孝殿

財政再建計画書

福島県西白河郡 矢吹町

第一 財政再建の基本方針

一、財政の再建期間 三ヶ年間

初年度 昭和三十一年度

終了年度 昭和三十三年度

二、財政再建の基本方針

1 総括的事項

(一) 行政規模の合理化

本町の行政規模は、地方交付税法による基準財政需要額

の類似団体及び人口、産業構造等に類似^(同カ)団体の状況を比較検討し、財政力に適合せしめる。

(二) 組織の簡素、合理化に関する方針

長、議会及び各種、行政委員会の事務部局等の組織については、全国平均基準を超えない範囲で極力その簡素合理化を図る。

(三) 職員配置の合理化に関する方針

行政規模の合理化に伴い職員数の適正化に努めると共に更新による配量の合理化を行うものとする。

(四) 事務処理の能率化に関する方針

職員に対する研修を強化し、事務処理能力の向上を図ると共に事務代決制度の確立等による一般事務の能率化を期する。

(五) 予算執行の合理化に関する方針

予算執行については、各四半期別に資金計画を作成し、収支の時期的調整を図り、その計画的、効率的使用を期する。

特に、特定財源を充当するものについては財源関係の確定する迄その執行を保留し、歳入欠陥の未然防止と地方歳入の確保に努力する。

2 歳出の抑制及び節減に関する事項

(一) 消費的経費の抑制及び節減に関する方針

人件費、物件費、その他、消費的経費を通じ財政再建期間中毎年度節減を図る。

(二) 投資的経費の抑制及び節減に関する方針

新町村建設計画に基く事業は、積極的に実施したいが、再建期間の初基^(期)に於ては、財源上の制約もあるので、これを再検討して、漸進的且つ重点的に実行する。

但し再建期間の初期と雖ども、緊急止むを得ざる事業については、極力実施し町政の進展、住民福祉の向上を図るものとする。

特定財源を歳入とするものは決定額を計上する。

(三) その他の経費の抑制及び節減に関する方針

特別会計については、経営の合理化に努め一般会計より繰出金を漸減する。

3 歳入の増収及び確保に関する事項

(一) 税の増収及び確保に関する方針

自主財源としての税の性格に鑑み、課税客体の補促、課税標準の適正化に努めると共に、滞納整理、納税組合の育成強化等により、極力その増収を図る。

(二) 税外の収入の増収及び確保に関する方針

法令に基く手数料については、その最高限度額を確保す

ると共に、その他の収入についても極力増収を図る。

第二 財政再建に必要な具体的措置

一、歳出の抑制及び節減に関する事項

(一) 人件費の抑制及び節減に関する事項

イ 現在旧各村毎に設置されている支所（二ヶ所）は本年六月三十日限り出張所とする。

出張所の取扱は、戸籍、配給、勸業、出納事務とし、庁舎の一部を部落公民館に使用する。

ロ 職員数については、財政規模より見て、全国平均基準に適合しているが、なお漸時職員の減員を図る。

職員給与については、新陳代謝による給与単価の引下げに努力する。

ハ 一般職員の昇給、昇格は、財政再建期間中については、財政状況の許す範囲内において行うものとする。

ニ 超過勤務手当は、緊急止を得ない場合を除く外、原則として認めない。

ホ 以上の外、人件費負担の軽減を図る為再建期間中に次の措置を構する。

(1) 農業委員会の統合、昭和三十二年八月（現在委員五十名、統合后二十名）

(2) 消防団員数については、消防施設の充実と相俟って昭

和三十三年度以降減員する（現員五八六名、減員予定

五十名）

(二) 物件費の抑制及び節減に関する事項

物件費については、昭和三十年代を基礎として概ね、一割程度の目標として毎年度節減に努める。

特に交際費、食糧費及び、旅費については、極力これを抑制する

(三) 補助金、負担金等の抑制及び節減に関する事項

法令に基かない各種補助負担金については、極力節減し必要上やむを得ないものの外、これを廃止する。

(四) 投資的経費の抑制及び節減に関する事項

イ 補助事業費の抑制及び節減に関する事項

補助事業については、国庫補助、起債及び投資的経費に充当可能な一般財源の範囲内に於て計画する。

ロ 単独事業費の抑制及び節減に関する事項

単独事業については、財政再建期間中は一般財源の捻出可能な限度内に於て計画する。

(五) その他の経費の抑制及び節減に関する事項

国保会計に対する一般会計よりの繰入れは漸減する。

二、歳入の増収及び確保に関する事項

(一) 新税の創設及び税率の引上げに関する事項

新税の創設及び税率の引上げは行わない。

(一) 課税標準の補正に関する事項

国税及び県税関係機関との協調を行い、的確なる課税の標準の補正に努める。

(二) 徴収歩合の引上げに関する事項

町税については、月別及び年間の徴収計画を策定し税務事務の能率化と相俟って納税思想の普及と納税組合の指導育成を図り、合理的徴収歩合の引上げを図るものとす。一方徴収費の節減を図る。

(三) 滞納整理に関する事項

昭和三十年度末の滞納見込七〇〇万円に達するが逐次整理する。

2 税外収入の増収及び確保に関する事項

地方公共団体手数料令、その他法令により限度額の規定されているものは、その最高限度を確保し、使用料、手数料、雑収入等についても、料率を検討し、その適正化を図る、尚督促手数料及び延滞金、同加算金の徴収についても法規に従い極力増収に努める。

財政再建債許可申請書

地方財政再建促進特別措置法第十四条の規定により同法第十二

条の規定による財政再建債を別紙条件により金六百万円の範囲内で起したので許可願いたく申請します。

昭和三十一年六月三十日

福島県西白河郡矢吹町長 野 木 忠 房

自治庁長官

太 田 正 孝殿

起債条件

矢 吹 町

起 債 額 六、〇〇〇、〇〇〇円

起債方法 証書借入

利息の定率 政府資金六分五厘 公募八分五厘

償還方法 元利均等償還

年 度	未 償 還		償 還 額	
	元 金	利 子	元 金	利 子
昭和三十一年度	六、〇〇〇、〇〇〇	三七、四三八		三七、四三八
昭和三十一年度	三、一〇六、七五四	三八三、五三九	三、一〇六、七五四	三、二七六、七九四
昭和三十一年度	〇	一七〇、〇四九	三、一〇六、七五四	三、二七六、七九四
計	六、〇〇〇、〇〇〇	九三、一〇六	六、〇〇〇、〇〇〇	九三、一〇六

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

決算審查意見書

本年度は二五〇七千円となっているが、実質的には国保事業勘定から一五〇〇千繰入れたので単年度赤字額は七八四千円の増となっている。即ち前年度の意見書において一般会計で四〇〇万の黒字を出しているのは正しい姿ではないと述べたが、国保診療勘定運営及び国保事業勘定を円滑にする繰上充用資金運用の問題を考えると止むを得ぬ執行であると認めざるを得ない。

特に本町は過去における財政再建を考慮するとき、健全財政確立には未だ危険な現況にあり、将来に亘る健全性を確立するには財政規模から見て財政調整積立金五〇〇千円程度に達するよう努めるべきである。

昭和三十六年八月二七日

矢吹町監査委員 関根 正 吾^印

矢吹町監査委員 小針 弥太郎(印)

矢吹町長 野木 忠房殿

昭和三五年度一般会計矢吹町歳入歳出決算書

歲入

一金九一、八七九、三三三円 決算額

一金 九〇、二九五、一五九円 予算額

歲出

一金 八七、三二七、一七二円 決算額

一金九〇、二九五、一五九円 予算額

歳入歳出差引残額 四、五六一、一四二円

内
訳

財政調整積立金に編入一、三〇〇、〇〇〇円

翌年度へ繰越 三、二六二、一四二円

昭和三十六年九月二九日 提出

矢吹町 野木 忠房

歳入 (単位 円)

款	項	収入済額
一、町税	一、普通税 二、法定外普通税 三、旧法による税金收入	二元、六圓、二三 三元、五六七圓 六、三〇八 一三、一六八
二、地方交付税	一、地方交付税	三〇、一四七、〇〇〇 三〇、一四七、〇〇〇 三〇、一四七、〇〇〇 三〇、一四七、〇〇〇

三、公營企業及 財産收入	四、分担金負担金	五、使用材料及 手数料	六、国庫支出金	七、県支出金	八、寄付金	九、繰入金	一〇、繰越金	二、雑収入
一、財産収入	一、負担金	一、使用材料及手数料	一、国庫負担金	一、県負担金	一、寄付金	一、財産金繰入	一、前年度繰越金	一、納付金
二、財産売却代金		二、手数料	二、国庫補助金	二、県補助金	三、県委託金			二、弁償金及報償金
			三、国庫委託金	三、国庫委託金				三、物品売却代金
								四、雑入
六八三、八七二	四七六、五〇〇	一、〇六四、八五〇	四、八九、四三〇	五、八〇九、七四四	二二、一九〇	〇	〇	一、二四四、四九
二八、三八七	四七六、五〇〇	一、四六七、二七〇	八、六六一、五四一	二、六八、六二九	四五、二二七	三、九四、八七七	三、九四、八七七	二〇五、八四九
四〇〇、〇〇〇	四七六、五〇〇	四〇二、三三〇	三三、四八七	二、九九、二五	四五、二二七	二、〇八、三六三	二、〇八、三六三	四〇、〇〇〇
						六八、三六五		

歳 出		三、町 債
歳入合計	一、町 債	
款 項		支出額
一、議 会 費	一、町 議 会 費	一、五二、一六〇 一、五二、一六〇 一八、二七、〇三三 一四、三三、九二七 三、三六五 二、八六〇 二、八〇九、七四四 二、六八、六二九 二、九九、二五 二二、一九〇 四五、二二七 四五、二二七 〇 〇 三、九四、八七七 三、九四、八七七 二、〇八、三六三 六八、三六五 四〇、〇〇〇 二〇五、八四九 一、二四、四九
二、役 場 費	一、役 場 職 員 費 二、監 査 委 員 會 費 三、固 定 資 産 費 四、評 価 委 員 會 費 五、戸 籍 改 製 事 務 費 六、諸 繕 費	一、役 場 職 員 費 二、監 査 委 員 會 費 三、固 定 資 産 費 四、評 価 委 員 會 費 五、戸 籍 改 製 事 務 費 六、諸 繕 費
三、消 防 費	一、消 防 団 費 二、水 防 費	一、消 防 団 費 二、水 防 費
四、土 木 費	一、道 路 橋 梁 費 二、都 市 計 画 道 路 費 三、矢 吹 地 区 開 拓 道 路 費 四、明 新 開 工 事 費 五、補 修 工 事 費	一、道 路 橋 梁 費 二、都 市 計 画 道 路 費 三、矢 吹 地 区 開 拓 道 路 費 四、明 新 開 工 事 費 五、補 修 工 事 費
五、教 育 費	一、教 育 委 員 會 費 二、小 学 校 費	一、教 育 委 員 會 費 二、小 学 校 費
		四、〇七、八四九

六、社会及労働施設費		七、保健衛生費	
三、中学校費	一四、二一、六六五	一、伝染病予防費	一、八三、一九三
四、定時制分校費	三三、九九九	二、結核予防費	六〇、七六六
五、幼稚園費	七三、八四六	三、鼠昆虫駆除費	四〇、一〇〇
六、社会教育費	一、五二、三九九	四、寄生虫予防費	三三、一〇〇
七、公民館費	四八、九三〇	五、保健委員会費	一五、八七九
一、民生委員会費	一五、一八、六七七	六、火葬場費	二六、五五五
二、社会福祉事業費	五九、四七四	七、トラホーム子防費	六、六五四
三、敬老年金	四四、八〇〇	八、衛生費	三九八、七四〇
四、児童福祉費	三〇、〇〇〇	九、母子衛生費	一〇、〇五五
五、季節保育所費	一三、六四四		
六、母子福祉費	六五、四三三		
七、国民年金事務費	三〇、〇〇〇		
八、保育所費	一八、八三三		
九、母子寮費	一九三、四三三		
一〇、抛出国民年金費	一、二四、八〇九		
二、救護院設置費	七、四六六		

八、産業經濟費		九、財産費		一〇、統計調査費		二、選挙費		三、公債費		三、諸支出金		一四、予備費	
一、農業委員会費	一〇、〇三、七〇九	一、財産管理費	四七、六六九	一、統計調査費	五七、四七七	一、選挙管理委員会費	五九、九三〇	一、元金償還金	三、三六、六六一	一、公金取扱費	三、三八、六六一	一、予備費	四六、七、九〇〇
二、産業費	一、七五八、四七七	二、財産造成費	三三、〇三三	二、統計調査費	五二、四七七	二、基本選挙人名簿費	五二、四七七	二、利子	〇	二、徴税費	二、四六、九〇三	二、地方振興費	六二五、八五九
三、新農建設線台対策費	一、五〇、六六九	三、新築工事費	一、五七、一二三	三、統計調査費	五二、四七七	三、農業委員会選挙費	五二、四七七	三、公債子	三、三六、六六一	三、徴税費	二、四六、九〇三	三、地方振興費	六二五、八五九
四、商工振興費	四、七四、四〇六	四、統計調査費	五二、四七七	四、統計調査費	五二、四七七	四、衆議院議員選挙費	五二、四七七	四、利子	三、三六、六六一	四、繰出金	四六、七、九〇〇	四、繰出金	四六、七、九〇〇
五、国土調査事業費	一、八〇、三三〇												

五、国庫支出金	一、使用料 二、手数料	三、八九〇、五 七五、〇〇五
六、県支出金	一、国庫負担金 二、国庫補助金 三、国庫委託金	三、三八、〇八七 七、三五、五五 二、三四、八六 一、六八、七六 三、一〇、〇〇九
七、財産収入	一、県負担金 二、県補助金 三、県委託金	五、四三、三二 七、三七、〇九 四、四七、四七 三、七四、五〇
八、寄附金	一、財産運用収入 二、財産売却収入 一、一般寄附金	一、三三、八二三 二、四四、五六 七、六九、八八 七、六九、八二
九、繰入金	一、繰入金	〇 〇
一〇、繰越金	一、繰越金	一〇、四五五、二〇〇 一〇、四五五、二〇〇
一一、諸収入	一、延滞金、 二、加算金及過利子料 三、雑入	二、七六、六六 一、零、〇三三 一、八七、八六 七、一、七八
一二、町債	一、町債	三、〇九〇、〇〇〇 三、〇九〇、〇〇〇 三、〇九〇、〇〇〇
歳入合計		三、七、七八、九六六

歳 出 合 計

〔町有 昭41「矢吹町会議録」抜粋〕

三五、七八、七五

六一〔昭和四五年度矢吹町歳入出決算書〕

歳入総額 五五二、〇三六、五八六円
 歳出総額 五三九、五八九、四八四円
 差引残 一二、四四七、一〇二円

歳 入

（単位 円）

款	項	収入済額
一、町 税	一、町 民 税	九五、六四三、九五九
	二、固 定 資 産 税	三八、七四、九〇三
	三、軽 自 動 車 税	四、七六、五〇〇
	四、町 民 消 費 税	四、〇五八、一八〇
	五、電 気 ガ ス 税	二、〇六、三三〇
	六、木 材 取 引 税	七、三一、一〇六
二、自動車取得税		八、九一〇、〇〇〇
三、地方交付金		二六、五七、〇〇〇
四、交通安全対策金		三九、〇〇〇
五、特別交付金		一四、二五、三九三
六、分担金		九、八八六、六〇〇
七、負担金		四、六五、九三三

歳入合計	六、使用材料及手数料	七、国庫支出金	八、県支出金	九、財産収入	一〇、寄付金	一一、繰入金	一二、繰入金	一三、諸収入	一四、町債
	一、使用材料	一、国庫補助金	一、県補助金	一、財産運用収入	一、財産売却収入	一、延滞金	二、町預金	三、受託事業収入	四、雑収入
五五二、〇三六、五八六	二、六六一、三三三	八、〇〇六、三三九	二、四四〇、三六六	二、四〇六、五八四	二、七三、〇六九	四、〇九一、〇〇〇	三、三七、五八八	二、七九、〇三二	三、〇九、四〇七
	一〇、三三一、四八五	五〇、八八八、五三三	二、四四〇、三六六	二、四〇六、五八四	二、七三、〇六九	四、〇九一、〇〇〇	三、三七、五八八	二、七九、〇三二	三、〇九、四〇七
	一、三三九、六五〇	八、〇〇六、三三九	二、四四〇、三六六	二、四〇六、五八四	二、七三、〇六九	四、〇九一、〇〇〇	三、三七、五八八	二、七九、〇三二	三、〇九、四〇七
	二、六六一、三三三	八、〇〇六、三三九	二、四四〇、三六六	二、四〇六、五八四	二、七三、〇六九	四、〇九一、〇〇〇	三、三七、五八八	二、七九、〇三二	三、〇九、四〇七

歳出

款	項	支出済額
一、議 会 費	一、總務管理費	二、九八、六五二
二、總 務 費	二、徴 税 費	七四、七四、四三
	三、戸籍住民登録費	五八、三九、三九
	四、選 挙 費	九、九八、五二
	五、統 計 費	二、四七、〇八
	六、監 査 費	一、三〇、三九
三、民 生 費	一、社 会 費	二、六三、四〇
	二、兒 童 費	一、五、一五
	三、生 活 費	四、一五七、八三
四、衛 生 費	一、保 健 費	一〇、八〇、四九
	二、清 掃 費	二、三、七、六八
六、農林水産業費	一、農 業 費	一八、九八、七六
七、商 工 費	二、林 業 費	三、三、五、八六
八、土 木 費	一、土 木 費	一五、三三、六四
	二、道 路 費	六、九三、五四
	三、都 市 費	三、七〇、七二
	四、住 宅 費	三、五九、四六
		一〇、一、九五
		六、四八三、九一七
		一八、六六五、〇四〇
		七、二五、四八八
		八、八〇〇、三三
		五、〇〇三、九七
		三、七五、九三

六、消費防費

歳出合計	一、教育総務費	二、小 学 校 費	三、中 学 校 費	四、幼 稚 園 費	五、社 会 教 育 費	六、保 健 体 育 費
五、五九、五九、四八四	一、一〇、三、八	一〇、七、三〇、一三	三、四、二、五五	四、九一、九一	一六、三、四、九八	九、三、二、五四
		五、八、六、四四	一、四、八、九三	三、六、七、六四	七、一〇、九、七六	〇

〔町有 昭45「歳入歳出決算事項別明細書」抜粋〕

六二〔昭和五〇年度矢吹町歳入出決算書〕

歳入総額 一、五七七、五二二、六一六円
 歳出総額 一、五三七、九五七、一八〇円
 差引残 三九、五六五、四三六円

歳入

(単位 円)

款	項	収入済額
一、町 税	一、町 民 税	三六、一五、四〇
		一〇、四、九四、六四四

三、地方譲与税	二、固定資産税	一三、一〇、四四
三、自動車取得税	三、軽自動車税	五、三三、六〇
三、交付金	四、町たばこ消費税	三九、六四、〇〇
四、地方交付税	五、電気ガス税	一四、四四、一〇五
五、交通安全対策 特別交付金	六、木材引取税	〇
六、分担金及 負担金	七、特別土地保有税	九、九三、三七
七、使用料及び 手数料	一、自動車重量譲与税	一六、八九、〇〇〇
八、国庫支出金	一、自動車取得税交付金	一六、八九、〇〇〇
八、県支出金	一、地方交付税	四一、九〇、〇〇〇
	一、交通安全対策 特別交付金	四一、九〇、〇〇〇
	一、分担金	一、四一、〇〇〇
	二、負担金	一、四一、〇〇〇
	二、使用料	五、九七、八三三
	二、手数料	四、三〇、〇〇〇
	一、国庫補助金	一〇、五八、八三三
	二、国庫補助金	二、五九、六五五
	三、国庫委託金	二、一〇、五八五
	一、国庫補助金	八、七八、一〇一
	二、国庫補助金	六、九一、七九一
	三、国庫委託金	一八、三三、二四四
	一、県補助金	六、五五、四八八
	二、県補助金	一〇、九一、三三三
	三、県補助金	一三、四九、二八八
	四、県補助金	四、七八、一〇一

[illegible]

に及ぶ所謂矢吹原開発地区の中心であり東北本線と国道陸羽街道を縦貫し交通極めて便利で昭和十四年第七十五国会に於て全国大規模国営事業として協議を得以来農林省直営事業として新開田一千六百町歩開畑八百五十五町歩を造成しこの用水は遠く阿賀川支流鶴沼川上流岩瀬郡湯本村羽鳥に於て締切貯水池を築造し導水墜道により分水嶺を貫き阿武隈川支流隈戸川に一旦流下せしめ墜道或は開渠延長実に七千六百米の幹線水路の工事も八割程度完成明年度中には当地方一帯に導水可能な状態でありまして元軍用飛行場を始め各地に俄かに入植者も増加し既に四百の純入植と八百六戸の増反入植者が確定し国営事業の進展と共に今後商工業の活発化に伴ひ更に住宅工場会社等が乱立し当町は近郷の中心市街地として都市計画の必要に迫られましたので此際急速に都市計画法の区域の指定と決定を受けて悔を将来に残さない整然たる大都市の計画を期せんとする次第であります。

昭和二十四年十二月十三日

矢吹町長 仲 西 正 次
〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

六四〔昭和二十四年矢吹町都市計画法適用区域編入〕

議案第十八条

都市計画法適用区域編入の件

本町及矢吹原開墾地区一帯は昭和十四年第七十五国会に於て矢吹原開墾国営費の協賛を得以来農林省直営事業として新開田一千六百町歩開畑八百五十五町歩を造成する計画は年と共に進展し既に入植者二百七十五戸に達し現在戸数一三一〇戸人口七、一〇〇人を算し今後著しき発展を予期せられ商工業の活発化に伴ひ最近住宅を初め会社工場等乱立し近郷の中心都市たらしめる事は疑ひの余地がないので町将来の爲め此の際速かに都市計画法区域の指定と決定を受け整然たる大都市の計画を期するものとする

昭和二十四年三月十九日 提出

西白河郡矢吹町長 仲 西 正 次

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

六五〔昭和三十二年矢吹町建設審議会条例〕

矢吹町建設審議会条例

〔目 的〕

第一条 この条例は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第十条の規定に基づき、矢吹町建設審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

〔設 置〕

第二条 町長の諮問に応じ、矢吹町建設計画の調整その他そ

の実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため、矢

吹町建設審議会（以下「審議会」という。）を置く

（組織）

第三条 審議会は、委員十五人で組織する。

2、委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

一、町の議会の議員

五人

二、町の教育委員会の委員

二人

三、町の農業委員会の委員その他の職員

三人

四、公共的団体等の役員及び職員

二人

五、学職経験を有する者

三人

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2、会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3、会長事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（委員）

第五条 委員の任期は、二年とし再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2、委員は、非常勤とする。

（会議）

第六条 審議会は、会長が招集する。

2、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

（雑則）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

六六〔昭和三五年新町建設基本計画（抜粋）〕

1 基本的構想

第一 基本方針

次の基本方針を目標としてその実現に地域住民が一体とな

つて努力する

一、産業生産力の増進と農業経営の合理化により農民経済の安定化

二、商工業の育成と工場誘設による発展を基する^(明)

三、交通網の整備と共に通信網の緊急整備

四、教育文化、保健衛生、消防、社会福祉、公営企業の整備を図る

五、森林整備 基本財産の育成を図る

第二 重点施策

一、農産業の振興

綜合土地利用計画により土地改良交換分合等を行つて土地の集約を図り、土地の高度利用化と合理的な転換を策し果樹及蚕業経営の合理化に努め酪農振興と特用作物の奨励等を促し、これが振興に必要な技術指導の増進、耕種の改善、機械化の普及等を図り安定農家の造成を図る。

二、商工業の育成と工場誘致による発展

既存工業の育成指導と企業誘致による労働力の吸収と販売力の増強を図り商業経営基盤の合理化を確立する併せて市街地的整備を図る。

三、交通網の整備と通信網の緊急整備

自動車乗入不可能なる部落の解消を先決として、バス路

線運行の強化を確立し、連絡幹線町道の改良をほどこし最も重要路の舗装化：木橋の永久橋之の架設替等と併行して都市計画事業の整備を強く要望する。

通信網については、町内電話局の統一と無電話部落の早急なる設備を図る。

四、教育文化 保健衛生 消防 社会福祉 公営企業の整備

〔イ〕 老朽校舎及び不足教室の解消、統合中学校及び町立高校の設置、地域公民館の充実

〔ロ〕 し尿処理並びに塵芥処理場の新設、下水道の完備 伝染病舎の整備

〔ハ〕 消防組織の合理化、消防施設機械の完全整備、貯水槽池の整備新設

〔ニ〕 公営住宅の建設 保育所 乳児保育及び養老センターの整備新設、児童遊園地の増設強化

〔ホ〕 上水道及簡易水道の敷設、公益質屋の新設

五、森林整備、基本財産の育成

〔イ〕 森林組合育成指導による造林意欲の啓発

〔ロ〕 町有林の計画造林と育成強化

2 土地利用の高度化、その他立地条件の整備及び産業の振興に

関する構想

本町農業の立地条件は、各地区共相いたものであるが地形土

質、耕地率等に於て、水田地区、畑地区等に分れ又経営型態は耕種農業を中心として、養蚕、酪農、養畜等を含めた型態であるが、これ等のものを総合的に振興することに基本を置きその基礎条件たる土地環境の整備と生産力の増強となるべき施設を促進し経営の合理化による農業経営の安定と向上を図らねばならない。

このためには次の点につき特に施策を要する。

一、水稻作の安定と増収

当町農業の主軸として發展させる必要があるので、用排水路の改修、区画整理、土地改良、耕土培養（客土）等の事業に努力すること。

二、水田二毛作の拡張

耕地利用率を高めるため暗渠排水路を整備強化し現在四・二％の二毛作を将来五〇％にと大幅に増進させる。

三、畑作振興

火山灰地に於ける特有の磷酸欠乏を改良し高度輪作を取り入れ、耕種改善、施肥合理化と相提携し単位面積よりの生産量増加を図る。

四、その他畜産、養蚕、林業等の振興のため特に総合的な計画を組合せ産業の振興を期する。

又流通過程の合理化を図るため、共同販売を推進させねば

ならない。

これが為には集荷所貯蔵等農協を主体とした流通の施設を完備する必要がある。

3 道路その他の土地施設の整備に関する構想

(1) 主要河川の改修により洪水等の災害を防止する

(2) 都市計画を推進し、市街地幹線道路の整備拡充をなし国県道バス路線の改良整備、木橋架替を強く要望し部落間の主要道路の改良充実になし新町一本性の確保を図る。

4 教育文化厚生に関する構想

終戦後一〇余年を経た日本の現状は、あらゆる面に於て戦勝国のそれに劣らぬ立派な立直りをしていることは何人もこれを認めているところであつて、これ偏して教育の普及徹底に外ならぬと思われる。然し教育はこれに満足すべきでなく現在の教育に反省を加え真に日本の教育を打立る為に教育課程の改定が行われたのである。

そして小学校は昭和三六年度から中学校は昭和三七年度から実施に移され、昭和三八年度には高等学校も実施するよう準備が進められていることは国民の幸福、福祉の上からも国際社会人としての日本人育成の上からも喜びにたえない。これらの教育内容を教育する場として学校や公民館の施設設備が要求されるのであるが教育課程の改訂と平行してこれが充実に図り教育

効果をもたらさねばならないことはいうまでもない。これがためには相当の経費が投入されねばならないが町財政にも限界があることであり年次計画を樹立して、学校の実状と地域の実態に即して、これが完成を期することがのぞましく思われる。

ことに当町の青年教育、婦人教育には力を注ぎたいものである。これが為には独立公民館の設置と内要の整備、定時制矢吹分校の強化に一層の力をいたすべきと思われる。

又半面入学前の幼児教育の重要性にかんがみ、各地区に幼稚園又は保育所的な厚生施設を要望するものである。

かくことによつて当町には入学前の幼児から、小中高校と一貫した教育体制が整備され、やがて公民館で優良な町民の素地が築かれ、町発展の礎石となることを信ずるものである

5 財政及金融に関する構想

町財政の基礎確立と相まつて住民福祉事業の増大を図る。特に本町の場合は財源的に大口所得がないため収入確保の重点と支出の抑制を図り健全財政樹立上における施設の計画を推進する。

住民個々の金融機関としては、銀行一、信用金庫一、農協四により夫々資金が運用されている現況なるも、将来農協の統廃合により充実した農民金融機関を強化促進に努める。

〔町有 昭35「新町建設基本計画書」抜粋〕

六七 〔昭和四三年矢吹町振興計画審議会条例〕

矢吹町振興計画審議会条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第一三八条

の四 第三項の規定に基づき、矢吹町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ、矢吹町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員八名をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 第一次産業（農林、林業、漁業及び産業） 二名
- (2) 第二次産業（建設、製造業） 二名
- (3) 第三次産業（第一、二産業以外の産業） 二名
- (4) 学識経験者 二名

(任期)

第四条 委員の任期は三年とする。

(会長、副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 六 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 七 条 審議会の庶務は総務課（企画開発係）で処理する。

(雑則)

第 八 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

六八〔昭和四五年矢吹町都市計画審議会条例〕

矢吹町都市計画審議会条例

(設置)

第 一 条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため矢吹町都市

計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 二 条 審議会は町長の諮問に応じ次に掲げる事項について

審議する。

(1) 本町が定める都市計画に関すること。

(2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。

(3) その他町長が都市計画に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 三 条 審議会は次に掲げる者につき町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 四人以内

(2) 町議会の議員 四人以内

(3) 助役及び町の一般行政職員 二人以内

2 委員の任期は二年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときはその委員は当然退職するものとする。

3 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第四 条 審議會に特別の事項を審議させるため必要があると

きは臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は町長が任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第五 条 審議會に会長を置き会長は助役又は委員の互選によ

り定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第六 条 審議會は、会長が招集する。

2 審議會は委員及び議案に係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議會の議事は出席した委員及び議案に係のある臨時委員の過半数をもって決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹 事)

第七 条 審議會に審議會の庶務を処理するため幹事若干人を

置く。

2 幹事は町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は会長の命を受け会務を処理する。

(庶 務)

第八 条 審議會の庶務は建設課において処理する。

(委 任)

第九 条 この条例に定めるもののほか審議會の運営に関し必

要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭 45 「矢吹町会議録」抜粋〕

六九〔昭和四七年矢吹町振興計画（抜粋）〕

はじめに

私は、昭和四十六年、町長に就任以来民主的な明るい町政を進めるために、町内の実情を正しく認識することが大切と考え、時間の許す限り各地を訪れ、多くの町民みなさんの声を身近かに聞いて参りました。

近年特に、社会経済環境の急激な変化により、農業をめぐる課題など、町政発展のため解決しなければならないものが、実に多く困

難な諸問題が山積していることを身をもって痛感いたしました。

これに加えて、国・県の総合開発構想も逐次計画され、わが町にとりましても、東北縦貫高速自動車道の建設と矢吹インターチェンジの決定に伴ない、早急に町全体の青写真の必要が生じました。よって、昭和六十年を目標に「さわやかな田園都市」をモットーに振興計画を策定いたしましたので全町民みなさんのご協力を得て、住みよい、健康な町づくりをいたしたいと存じます。

昭和四十七年十二月

矢吹町長 仲 西 藤 次

Ⅰ 構想策定の基本方針

明治三十四年に町政がしかれ、爾来半商半農の町として、矢吹ヶ原の変遷は、日本雉の猟区として、又戦中飛行場が設置され、戦後羽鳥ダムの国営開田事業等の著しい進歩は、昔日のおもかげを一変いたしました。

昭和三十年三月町村合併促進法にもとづき、矢吹町、中畑村、三神村及び広戸村の柿之内が合体合併し、新しい矢吹町が誕生するとともに新市町村建設計画のもとに、地域開発構想を進めて参りました。

社会経済の急速な発展は、あらゆるものに変革をあたえ、特に経済成長の高度化は、中小企業をはじめ、地域産業振興の促進がなされたが、町民生活水準は、全国的視野からみると、ま

だまだ低グループに属している。

これが所得水準の向上は、第一次産業の近代化と、生産性の向上、工業の均衡と調和のとれた開発を、生活と生活基盤の整備に重点を置き、十分な配慮を払う必要がある。

町民生活をさらに豊かにするには、所得水準の向上、生活と生活基盤の整備、生活環境の改善、保健衛生の向上等に社会開発の面を含めて、東北縦貫高速自動車道と矢吹インターチェンジ並びに東北新幹線の決定に伴い、総合的な計画を策定し、内容により、実現の方向に進めるため、昭和六十年を目標に、国・県・地域振興計画と関連つけながら、その基本構想を策定し、これが目的達成の具体策を基本計画と実施計画に求めるものとする。

Ⅱ 基本 構 想

さわやかな田園都市

緑と太陽につつまれた豊かな町、調和と均衡のとれた近代社会と健康で明るい愛情都市とベッタタウン矢吹町に住んでよかったとすべての町民がしみじみと思うような生活環境をつくるため、しあわせな暮しづくり、調和のとれた産業、健全な人づくりの三本の柱を骨子としたビジョンの達成に、みんなで「きょう」よりもいっそう素晴らしい「あす」への愛と光と希望をもつことを矢吹町の未来像とする。

(説明)

さわやか……………清潔で文化的、健康な町

田園都市……………緑と豊かな自然にはぐくまれる、調和のとれた産業の町

Ⅲ 施策の大綱

わが町の再発見の方向を秩序ある町づくりとして、現在おかれている地勢、地形、立地条件と特性を十分に勘案して、全町の土地利用構想図(別添え構想図)を基本として、都市計画を中心とする土地の用途指定をはじめ、交通通信体系の整備をはかりつつ、東北縦貫高速自動車道の矢吹インターチェンジの決定に関連させ、四号国道と主要幹線地方道と、これに連なる都市計画街路道の決定、交通機関と交通安全対策の整備、市街化開発に伴なう調和のとれた田園都市ベッドタウンの設定、町道の新設、改良、舗装、上下水道の整備等をはかり、健康で豊かな、明るい、住みよい小核都市の実現をめざす。

一、しあわせな暮しづくり

健全な社会は、健康にして、豊かな、明るい、町民生活を守るために、生活環境整備を最優先されるべきである。

豊かな自然に恵まれた、地域をけがすことなく、産業開発との関連と調和をはかりつつ生活環境施設、厚生施設の拡大をはかる。

社会福祉の町として、なお一層推進すべきは、老人や心身障害者及び低所得者すべての人々が、明るい希望にみちた生活営むための福祉の向上と諸施設を促進することである。

町民の健康即ち、保健衛生の保持と改善衛生行政の課題は、公衆衛生思想の高揚、医療機関の充実、環境衛生施設の整備と緑地と公園計画を積極的におしすすめて、災害体制の充実と緊急消防及び救急業務の整備を行ない公害のない明るい町づくりをはかる。

上下水道は、現在の水資源をもとに、企業効率化を高めつつ国営パイロット事業と歩調を合せて、田の沢ダムの水源を確保し、将来の水資源の確保をはかり、下水道は、都市づくりの基礎的条件であるので、都市下水路並びに下水道の建設を検討する。

町を美しくする清掃対策の強化は、広域圏で処理されているが、なお一層の施設の整備と花一ぱい運動を展開する。

自然と田園にはぐくまれた地域の住宅づくりに努め、公共、民間ベースで住宅団地の造成取得を行ない、職住分離の快適な生活と潤いを与える団地分譲を進めてゆく。

二、調和のとれた産業

産業形成は、農業の農業振興地域整備計画と農村基盤総合整備パイロット事業のもとに、農業構造改善事業と国営総合

農地開發事業を中心に、米作、畜産、花き園芸、そ菜などの振興と農業の高度技術と経営力の展開指導を強化し、出荷体制の近代化、農業後継者の育成強化をはかり、兼業農家対策として、農村地域工業導入促進をすすめる一方、勤労者の生活空間の「いこい」の場所として、位置付けつつ農林の自然と経済の調和をはかるものとする。

商工業は、経営者の近代化意識の高揚と高度技術指導強化のため、商工会の育成をはかり、経営の安定と近代化を促す。小売店舗や商店街の近代化を促進するため、金融対策の強化と都市計画事業をととしての購買力の吸引と、商業形成開発の拡大をはかる。

工業団地の指定と産業構造の動向をみまもりながら、公害のない工業の導入を積極的に推進し、土地の先行取得、労働力の確保と生活関連施設の自然と調和のとれた配置をはかり、農工商一体の確立をはかる。

三、健全な人づくり

あすを担う青少年の健全な成長と生涯教育をかけた家庭教育、職場及び地域の総ぐるみで指導育成にあたる体制づくりを前提として、幼児から児童、生徒、学生にいたるまでの心身の発達と、能力や適正に応じた教育を推進し、教育の機会均等の確立をはかり、可能性の開発と豊かな人間性の形成に

努める。

学校教育については、小学校舎の鉄筋化と体育館、給食施設の建設をはじめ、教材教具の充実をはかる。

当町の立地条件を活用して、緑と自然の環境を生かし、学術的環境の充実をはかり、普通高校とあわせて実業高校の設置を検討する。社会教育の分野は「いつでも」「どこでも」「だれでも」相互に学習し合える機会と場所を提供し、町民としての自覚と連帯感を高める町民の育成をはかる。

町民に親しまれる、そして明るい希望に満ちた集会の場、即ち中央公民館、部落公民館、町民会館、図書館、博物館などの文化施設及び総合グラウンドの建設を進め、健康な身体や健全な精神を養ない、今後余暇の増大を考え、屋外スポーツやレクリエーション活動の積極的スポーツ団体の育成に努める。

〔町有 昭47「矢吹町振興計画書」抜粋〕

七〇〔昭和五十一年第二次矢吹町振興計画（抜粋）〕

はじめに

私は昭和四十四年十二月「さわやかな田園都市」をめざして、昭和六十年を目標とした町振興計画を決定いたし、住みよい健康な町づくりに努めて参りました。

昭和四十八年十月、石油危機に端を発した世界経済は、異常な

混乱におち入り資源に乏しいわが国の経済は、根底から覆され、高度経済成長から低経済成長へと、大転換を余儀なくされた。

当初の町振興計画は、昭和四十六年以前の社会経済と統計を推移した基盤の上に策定し、特に高度経済成長の最盛期であり急激なテンポでわが国経済社会の伸長めざましい時期など、当然現況の安定経済成長移行に伴う町の振興計画も見直しが必要となりました。

以上のようなことから国県をはじめとして、それぞれ施策が長期展望に立った安定経済成長時代にスライドした計画が、次々と立案され第三次全国総合開発計画をはじめ、国土利用計画法の新設と森林法の一部改正など地域振興開発に大きなウエイトを占めて参りました。

東北自動車道の開通と東北新幹線を踏えて第一次産業振興を主軸とした二次、三次産業構造の充実を図り、優れた自然環境の保全と開発の調和をより一層高め安定経済成長に合せた、諸施策事業を進めたい。

町民の皆さんがより高い、生活環境のもとで、恵まれた自然を生しつつ、わが町が着実に発展を指標した。第二次矢吹町振興計画を策定いたしました。もとより、この構想を実現していくためには、多くの困難が予想されますので何よりも町民ひとりひとりのご理解とご協力が必要であります。

ここにあらためてご協力をお願いします。

昭和五十一年三月

矢吹町長 仲 西 藤 次

I 構想策定の基本方針

明治三十四年に町政がしかれ、爾来半商半農の町として、矢吹ヶ原の変遷は、日本雉の猟区として、又戦中飛行場が設営され、戦後羽鳥ダムの国営開田事業等の著しい進歩は、昔日のおもかげを一変いたしました。

昭和三十年三月町村合併促進法にもとづき、矢吹町、中畑村、三神村及び広戸村の柿之内が合体合併し、新しい矢吹町が誕生するとともに新市町村建設計画のもとに、地域開発構想を進めて参りました。

昭和三十年から四十年代にかけて社会経済の急速な発展は、あらゆるものに変革をあたえて参りましたが、昭和四十八年十月、石油危機に端を発した世界経済は、大きくダウンされ、高度経済成長から低経済成長へ転換、安定経済成長時代における中小企業をはじめ地域産業振興の調整の必要が生じてきた。

これらを踏まえて当町は、これが所得水準の向上は、第一次産業の近代化と、生産性の向上工業の均衡と調和のとれた開発を、生活と生活基盤の整備に重点を置き、十分な配慮を払う必要がある。

町民生活をさらに豊かにするには、所得水準の向上、生活と生活基盤の整備、生活環境の改善、保健衛生の向上等に社会開発の面を含めて、東北縦貫高速自動車道と矢吹インターチェンジ並びに東北新幹線の決定に伴い、総合的な計画を策定し、内容により、現実の方向に進めるため、昭和六十年を目標に、国・県・地域振興計画と関連づけながら第二次基本構想を策定し、これが目的達成の具体策を基本計画と実施計画に求めるものとする。

Ⅱ 基本構想

さわやかな 田園都市

緑と太陽いつつまれた豊かな町、調和と均衡のとれた近代社会と健康で明るい愛情都市とベッタタウン、矢吹町に住んでよかったとすべての町民がしみじみと思うような生活環境をつくるため、しあわせな暮しづくり、調和のとれた産業、健全な人づくりの三本の柱を骨子としたビジョンの達成に、みんなで「きょう」よりもいっそう素晴らしい「あす」への愛と光と希望をもつことを矢吹町の未来像とする。

(説明)

さわやか……………清潔で文化的、健康な町

田園都市……………緑と豊かな自然にはぐくまれる、調和の

とれた産業の町

Ⅲ 施策の大綱

わが町の再発見の方向を秩序づくりとして、現在おかれている地勢、地形、立地条件と特性を十分に勘案して、国土利用計画法の趣旨を基本として都市計画を中心とする土地の用途指定をはじめ、交通通信体系の整備をはかりつつ、東北縦貫高速自動車道の開通と矢吹インターチェンジの設置に関連させ四号国道と主要幹線地方道と、これに連なる都市計画街路道の決定、交通機関と交通安全対策の整備、市街化開発に伴う駅周辺の再開発と調和のとれた田園都市ベッタタウンの設定、町道の新設、改良、舗装、上水道の拡充強化と阿武隈川上流流域下水道(二市三町)及び都市下水路の整備等をはかり、健康で豊かな、明るい、住みよい小核都市の実現をめざす。

一、しあわせな暮しづくり

健全な社会は、健康にして、豊かな、明るい、町民生活を守るために、生活環境整備を最優先されるべきである。

豊かな自然に恵まれた、太陽と、緑と、水との調和をはかりながら環境アシスメントを充分考慮し、生活環境施設、厚生施設の拡大をはかる。

社会福祉の町として、なお一層推進すべきは、老人や心身障害者及び低所得者すべての人々が、明るい希望にみちた生活を営むための福祉の向上と諸施設を促進することである。

町民の健康即ち、保健衛生の保持と改善衛生行政の課題は、公衆衛生思想の高揚、医療機関の充実、環境衛生施設の整備と緑地と公園計画を積極的におしすすめて、災害体制の充実と緊急消防及び救急業務の整備を行ない公害のない明るい町づくりをはかる。

上下水道は、現在の水資源をもとに、企業効率化を高めつつ、国営パイロット事業と歩調を合せて、田の沢ダムの水源を確保し、将来の水資源の確保をはかり、下水道は、都市づくりの基礎的条件であるので、都市下水路並びに公共関連下水道の建設を進める。

町を美しくする清掃対策の強化は、広域圏で処理されているが、なお一層の施設の整備と花一ぱい運動を展開する。

自然と田園にはぐくまれた地域の住宅づくりに務め、公共、民間ベースで住宅団地の造成取得を行ない、職住分離の快適な生活と潤いを与える団地分譲を進めてゆく。

二、調和のとれた産業

産業形成は、農業の農業振興地域整備計画と併せて今後は農村総合モデル事業のもとに、農業構造改善事業と国営総合農地開発事業を中心に、水稻中心に畜産、花き園芸、そ菜、特用作物などの振興と農業の高度生産技術と経営力向上を強化し、出荷体制の近代化、農業後継者の育成強化をはかり、

兼業農家対策として、農村地域工業導入促進をすすめる一方、勤労者の生活空間の「いいい」の場として、位置付けつつ農林の自然と経済の調和をはかるものとする。

商工業は、経営者の近代化意識の高揚と高度技術指導強化のため、商工会の育成をはかり、経営の安定と近代化を促す。小売店舗や商店街の近代化を促進するため、金融対策の強化と都市計画事業をととしての購売力の吸引と、商業形成開発の拡大をはかる。

工業団地の指定と産業構造の動向をみまもりながら、公害のない工業の導入を積極的に推進し、土地の先行取得、労働力の確保と生活関連施設の自然と調和のとれた配置をはかり、農工商一体の確立をはかる。

三、健全な人づくり

二十一世紀の未来に向け、人類の限らない発展を生み出すエネルギー源は「人」である。

健全な人づくりは、生存するすべての人々の重大な責務であり、人間らしく生きるために欠くことのできない基本的な権利の一つでもある。子どもと青年が、心身ともに健康な人間として成長し、あらゆる文化遺産を受け継ぎ、社会を担って生活していくには、人間はどうしても教育という営みをとらなければならない。このことから教育はまさに人間的尊

敵と社会進歩の原動力であるということになる。

日本国憲法および教育基本法 of 教育理念は、教育の指針であり規範である。これら理念は、多利用された社会現実の中にあつても、人権要求として広く住民から現実的問題を含めつつ根強く提起されている。

町は、こうした住民の教育要求の本質的な、歴史的な、そして未来的な意味を適確にとらえ、福祉的教育行政の方向性を持ち、細部にわたる検討を加え、それらの振興のための施策を樹立し施行するものである。

学校教育については、人間にひそむ可能性への深い信頼と寛容さを基本にいきいきと楽しく学べる学校、自由を求め、自主的に、積極的に、個性的に、そして創造的に学習し、身体的健康と精神的、心理的健康をはぐくみ、体育、徳育、知育の発達を保障する学校を作るために努力する。

文化、道徳の面では、現在の問題と状況を凝視、分析し、健全な文化の発展と道徳性の育成をはかり、価値観の再評価を含み家庭、職場、地域の生活の中により豊かな文化を創造する素地をつくることに努力する。

社会教育の分野では「いつでも」「どこでも」「だれでも」相互に学習し合える機会と場所を提供し、住民の知る権利、学ぶ権利を生涯教育の立場で保障し、また、失われつつある

地域社会の共同の目標の発見につとめ、社会生活の中に人間的連帯感を培うことにつとめる。

社会体育の分野では、社会教育の重要な柱として環境保全のための行政と軌を一にしなから、生命を守る体力づくりをめざし、体力と技術に応じたスポーツの振興をはかる。

健全な人づくりは、将来にわたつての重要な施策であり、関連する分野、機関と密接な連携をはかりつつ、その実現をはかるものである。

〔町有 昭51「矢吹町振興計画書」抜粋〕

七一「白河地方広域市町村圏行政」

広域行政機構

一、名称 白河地方広域市町村圏整備組合

二、事務所 福島県白河市字八幡小路7番地の1 白河市役所内所在地

三、一部事務組合設立経過

(1) 昭和四十四年六月三十日 白河地方広域市町村圏設定（一市一町六村）

(2) 昭和四十四年十月一日 白河地方広域市町村圏協議会設立

(3) 昭和四十五年九月一日 白河地方広域市町村圏整備組合設立

(4) 昭和四十五年十一月十五日 東白川郡三町一村の圏域編入

(5) 昭和四十六年一月一日 東白川郡三町一村の白河地方広域市町村圏整備組合加入（一市四町七村）

四、共同処理する事務

(1) 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること

(2) 青少年健全育成施設及び運営に関すること

(3) 道路の維持補修及び土地整備を目的とする機械運営センターの設置並びに運営に関すること。

(4) 消防に関すること（ただし消防団に関するものを除く）

(5) 老人福祉センターの設置及び運営に関すること、

（略）

八、事業計画等

① 圏域のモットー

「さわやかな高原都市圏」

② 計画の構成

ア 基本構想期間 昭和四十五年度～昭和六十年年度

イ 基本計画 第一期 昭和四十五年度～昭和五十年年度

第二期 昭和五十一年度～昭和五十五年年度

第三期 昭和五十六年度～昭和六十年年度

ウ 実施計画 毎年度向う三ヶ年度を期間とするローリング

方式

（略）

〔昭50刊「白河地方広域市町村圏の概要」抜粋〕

七二〔昭和四四年白河地方広域市町村圏協議会規約〕

白河地方広域市町村圏協議会規約

第一章 総 則

（協議会の目的）

第一 条 この協議会は、白河地方広域市町村圏の総合的な振興整備を図ることを目的とする。

（協議会の名称）

第二 条 この協議会は、白河地方広域市町村圏協議会（以下

「協議会」という。）という。

（協議会を設ける市町村）

第三 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が設ける。

一、白河市 二、矢吹町 三、西郷村

四、表郷村 五、東村 六、泉崎村

七、中島村 八、大信村

（協議会の担任する事務）

第四 条 協議会は、次に掲げる事務を行なう。

一、白河地方広域市町村圏計画の策定に関する事務

二、計画の実施の総合調整に関する事務

(協議会の事務所)

第五 条 協議会の事務所は、福島県白河市字道場小路九三番地、西白河地方町村会館内に置く。

第二章 協議会の組織

(略)

[昭50刊「白河地方広域市町村圏の概要」抜粋]

七三「白河地方広域市町村圏整備組合規約」

白河地方広域市町村圏整備組合規約

(昭和四十四年九月一日制定)

(昭和四十六年一月一日改正)

第一章 総 則

(組合の名称)

第一 条 この組合は、白河地方広域市町村圏整備組合(以下

「組合」という。)という。

(組合を組織する市町村)

第二 条 組合は、白河市、矢吹町、西郷村、表郷村、東村、

泉崎村、中島村、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町及び

鮫川村(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。

(2) 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。

(3) 道路の維持補修及び土地整備を目的とする機械運営センターの設置並びに運営に関すること。

(4) 常備消防の設置及び運営に関すること。

(5) 救急施設及び運営に関すること。

(6) 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。

(組合の事務所の位置)

第四 条 組合の事務所は、福島県白河市字中町三六番地白

河市役所内に置く。

第二章 組合の議会

(議員の定数)

第五 条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は二十四人とする。

2 組合議員は組合市町村の長及び組合市町村の議会において当該議員のうちから選挙された議員各一人をもって、これにあてて。

3 前項の規定にかかわらず、第九条第二項の規定に

基づき、管理者及び副管理者が選任された組合市町村にあっては当該市町村の助役をもって組合議員にあて

(議員の任期)

第 六 条 組合議員の任期は、組合市町村の長及び総合市町村の議員並びに助役の任期による。

(議員の異動通知)

第 七 条 組合市町村の長は、当該市町村にかかる組合議員が定まったとき、または当該組合議員に異動を生じたときは、直ちに管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第 八 条 組合の議会に、議長及び副議長各一人をおく。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第三章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第 九 条 組合に管理者一人、副管理者三人をおく。

2 前項の管理者及び副管理者は、組合市町村がそれ

ぞれ互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合市町村の長の任期による。

4 管理者に事故あるときは、管理者があらかじめ指定する順序により、副管理者がその職務を代理する。

(収入役)

第 十 条 組合に収入役一人をおく。

2 収入役は、白河市の収入役をもって、これにあて

(職員)

第 十 一 条 組合に吏員その他の職員をおく。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第 十 二 条 組合に監査委員二人をおく。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員および知識経験を有するものの中から、それぞれ一人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任されたものにあつては、組合議員の任期によるものとし

知識経験を有するものから選任された者にあつては三年とする。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

第四章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第十三条 組合の経費は、組合の事業より生ずる収入、その他の収入をもつてこれにあて、不足があるときは、組合市町村が負担する。

2 前項の負担割合は、別表のとおりとする。

ただし、施設の建設及び機械の購入等に要する経費の負担割合は、その都度組合の議会の議決により定める。

第五章 補 則

第十四条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあつた日から施行し、第三条第三号から第六号までの規定は昭和四十六年四月一日から施行するものとする。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあつた日から施行する。

(略)

〔昭50刊「白河地方広域市町村圏の概要」抜粋〕

七四〔昭和四四年広域行政の進行〕

郡下一丸の広域行政事業は協議制で促進

十一月から実施計画作成

西白河郡を一九とする広域市町村圏の発足が実現し郡下一市一町六カ村は十一月から実施計画の作成にとりかかることになった。広域市町村圏の構想は住民生活の多様性に即応する施策や地域社会の開発を促進するために、自治省と建設省がまとめあげたもので、これまで各市町村が単独で行なってきた企画や事業立案を広域化し、例えば道路、河川事業のような幅広い事業は「広域市町村圏協議会」のなかで検討し、実施してゆこうというものである。

従つて、事業面での効率化ということが重視され、国でも広域市町村圏の開発については優先的に助成していくことになった。

この他方自治体の広域化という問題に対して地域住民の思惑は複雑で、①近い将来白河市への合併という問題が提起されるのではないか。②中心都市となる白河市により大きなウェイトがかけら

れるのではないか。……などの疑惑をもつ住民も多く、そうした面では各市町村の広報活動がまだ末端まで徹底していない点が指摘されている。

協議会側ではこれらの疑問点について「行政や事業の運営は、あくまでも協議制によって決定してゆく建て前をとっているので、事業の偏向はあり得ない」といつているが、各自治体は「広域市町村圏」発足の意義や住民にあたえる恩恵について、もっと具体的な説明をする必要があるのではないかとの声も強い。

また住民の一部には、郡下一市一町六カ村だけの広域化だけではなく、那須山系と阿武隈山系には含まれた地域、すなわち東白川、石川両郡をも含めた地域の広域市町村圏を建設し、スケールの大きな開発策を推進すべきではないかとの世論もきかれる。

町民から意見きく

町で百人にアンケート

矢吹町では白河市を中心とする広域市町村圏協議会の発足にあたり、十一月から各市町村圏の実施計画に入るため、町民百人を無作為、無抽出によって選出しこれらの人々から広域市町村圏建設にともなう行政や事業建設にともなう行政や事業問題についての意見をもとめることになった。

- アンケートの骨子は、①総合的な事業計画、②教育行政問題、③建設行政問題、④産業・農商工業の振興策、⑤社会福祉行政問

題など五項目にわかれている。

町当局はこれら百人の町民から寄せられた意見を参考にして、今後の事業計画を立案する構想をもっており、本紙前号の社説にかかげた「町政諮問機関の設置を望む」の町内世論を尊重、このアンケート募集を実施することになったもの。

〔昭44・10・24「矢吹タイムス」抜粋〕

〔注〕昭和四三年に西白河地方市町村連絡協議会では、市町村教委の統合、つまり教育行政の広域化も検討に入った。一部事務組合方式、機関の共同設置方式、協議会方式、事務の委託方式、など研究対象とした。当時市町村教委の統合の最も進んでいる地方は兵庫県であるということから、兵庫県多紀郡などに、議会から代表を送り、視察をおこなっている。

昭和四三年三月二日、矢吹町議会は単独に十名の代表を派遣し現地視察の結果を同月第八一回議会に報告している。その報告書を関係市町村に送っているが「本郡教育行政を後退させる」「現段階では時期尚早」とのべている。結果当町は、広域教育行政の方向に反対の態度を表明し、西白河地方市町村連絡協議会はこの検討を打ち切った。